

2004年1月8日

SUIGENREN
DAYORI
No. 27

水源連だより

水源開発問題全国連絡会◆

東京都千代田区平河町1-7-1-W201

TEL:03-5211-5429 FAX:03-5211-5538

郵便振替

00170-4-766559

ホームページ <http://www.geocities.co.jp/NatureLand-Sky/4094/suigen.htm>

伊予大洲総会・山鳥坂ダム全国集会

成功裏に終了

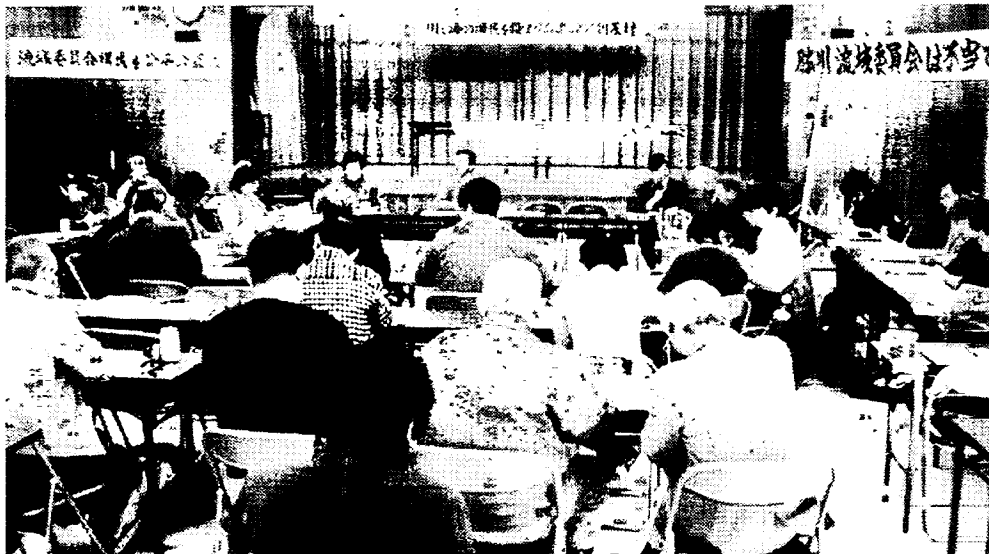


目次

・ 総会及び事務局からの報告	2
・ 山鳥坂ダム全国集会報告	8
・ 総会での事務局報告	11
・ 水源連会則	25
・ 総会決議	26
・ 総会での各地からの報告	27
・ 酒井興郎さんのご逝去をいたむ	31
・ 河川整備計画に関する国交省との意見交換会	32
・ 内海ダム立木トラスト運動賛同者募集	38
・ ハッ場ダムの事業費が全国一の4,600億円へ	41
・ 第2回ダム影響住民国際会議報告	43
・ 徳山ダム不当判決	48
・ 戸倉ダム計画中止	56

総会及び事務局からの報告

I. 水源開発問題全国連絡会第10回総会報告



2003年11月23日に愛媛県大洲市で開かれた、第10回水源開発問題全国連絡会総会について報告します。

総会の配布資料抜粋と議事録要旨を後ページに掲載しますので、ご覧下さい。

山鳥坂ダム中止と肱川流域委員会の正常化を求める熱き全国集会がもたれた翌日、11月23日8時30分から同じ会場で第10回総会を開催しました。

地元からの参加者も多く、60数名で討議を行いました。

総会司会を事務局の和波一夫氏が、議長を香川県会議員でもある石井 亨氏がつとめ、事務局からの報告、各地からの報告、議案の討議を進めました。

水源連の今後のあり方、会則、代表の選出については意見を出し合って決めることができましたが、当面取り組むべき課題については時間の関係でほとんど議論することができませんでした。

1. 矢山有作代表挨拶

「ダムへの考え方が『官主体から住民が主人公』へと大きく変わってきた。水源連はその大きな役割を果たしてきたといえよう。

水源連の運動はダムだけでなく、公共事業のあり方を問うてきた。政・官・財の結束は談合や政治資金という形でより陰湿になってきている。ダム中止の動きの中で、その揺り戻しがはかられている事実もある。警察権力を使って住民運動への介入・弾圧を図り、私たちの運動を崩そうとしている。



自分はこれで代表を辞任するが、水源連がこれまで以上にきっちりとした運動を担っていくことが重要である。水源連の体制を今日の総会で決めて、しっかりやってほしい。」

2. 事務局からの報告

総会資料集にそって、事務局から活動報告と提案（1. 経過報告、会計報告 2. 取り組むべき課題とその現状報告）を行いました（内容は別掲のとおり）。

質疑

1. 質問「水郷水都全国会議と水源連との関係について」

①水郷水都全国会議は水源連のような運動体の連絡組織とは異なり、一年に一度の交流会を行っているものであること、②水源連との継続的な協力関係は特にはないが、その年の水郷水都全国会議の企画によっては協力依頼があり、その範囲で協力をしていることなどを説明しました。

2. 提案「河川整備基本方針に対応するには河川審議会（現在は社会資本整備審議会河川分科会）の委員への働きかけが必要」

河川整備方針の中で治水をダム等に依存する必要があるか否か等が決定されてしまうこと、河川整備基本方針策定には住民参加の道がないことなど、大きな問題があるのは周知のことなので、今後は社会資本整備審議会河川分科会の河川整備基本方針検討小委員会委員への働きかけを行うことにしました。

会計報告とあわせ、事務局からの活動報告と提案が承認されました。

3. 各地からの報告

新潟の三橋さんが奥胎内ダム問題を、千葉の藤原さんが思川開発事業問題と東大芦川ダム中止の経過を、栃木の高橋さんも同問題を、群馬の飯塚さんが八ッ場ダム問題を、徳島の猪俣さんが那賀川の問題を、南条さんが苦田ダム問題を、熊本の緒方・木本さんが川辺川ダム問題を、香川の櫛本・石井さんが内海ダム問題を、岐阜の近藤さんが徳山ダム問題を、和歌山の岩畑さんが流域委員会問題を、神奈川の氏家さんが相模川問題と国際的なダム問題を、また公共事業チェック議員の会事務局の田中信一郎氏（中村敦夫議員秘書）、全国水道労働組合久保田教宣部長、全水道東京水道労働組合長瀬さんからもそれぞれ報告がありました。それぞれ報告しました。詳しくは別掲の報告をお読みください。

4. 水源開発問題全国連絡会の今後のあり方

総会資料集に沿って、別掲の事務局案を提示しました。

総会資料集の中で、世話人に関する最後の記述が、「世話人だけで総会を行う」という誤解を与える可能性があるとして指摘され、当該部分を訂正することにしました。

訂正前

世話人会についての具体的イメージは次の通りです。

③ 総会では各世話人が意見を持ち寄り、実りのある討議を行う。

訂正後

③ 各世話人は総会に意見を持ち寄り、・・・

以上の訂正を行ったうえで、「今後のあり方」が承認されました。

5. 会則について

事務局から別掲の会則案を提示しました。事前に意見を聞いて反映させた案であったこともあり、承認が得られました。次に、この会則に添った形で論議が進行し、以下のことがきまりました。



1. 世話人と事務局間の意思疎通を図るために早急にメーリングリストを設置すること。
2. これまでのメーリングリストおよび次号機関紙で世話人の推薦、自薦を呼びかけること。
3. できるだけ早い内に世話人会を開催すること。

総会后、以上の3点について事務局では次のとおり取り組んできました。

1. 世話人・事務局間のメーリングリストは既に準備しました。世話人がきまり次第、開設します。
2. 世話人の推薦、自薦についてはメーリングリスト（suigenrenML）と1月8日発行予定の機関紙「水源連だより」No.27で呼びかけます。
3. 世話人会は1月31日（土）13時～17時、全水道会館6階中会議室で開催す

6. 代表の選任

矢山有作代表が勇退されるに当たり、後任の代表について事務局から「事務局としては嶋津暉之・遠藤保男の共同代表制をとることを提案するが、こだわることなく論議してほしい」との提案を行いました。

共同代表制についてはいくつかの質疑がありましたが、結論として、ほぼ全員一致で嶋津暉之・遠藤保男の共同代表制をとることが決まりました。ただし、遠藤は事務局長兼任、ということになりました。

矢山有作前代表については顧問として役職に残っていただくことが提案され、矢山さんの了承が得られました。

水源開発問題全国連絡会の会則8との関係

2004年度は共同代表と事務局長、会計、顧問をおく。

顧問： 矢山有作

共同代表： 嶋津暉之、遠藤保男

事務局長： 遠藤保男
会計： 和波一夫
となります。

7. 総会決議

四国地方整備局が 10 月 31 日に肱川流域委員会を強行発足させました。当日、この策動に抗議し、発足中止を求める行動が現地でもたれました。自分が流域委員を務めている紀の川流域委員会を参考として挙げ、同委員会強行発足の不当性、流域委員会のあるべき姿を会場内で訴えた岩畑氏に対して、退去命令を発し、同時に彼を強制排除するという暴挙を四国地方整備局が行いました。このときのもつれ合いも含め、公務執行妨害と傷害罪で、11 月 18 日に四国地方整備局は岩畑氏を大洲警察署に告発しました。

このような言語道断な住民運動への警察権力の介入による弾圧を許すことはできません。

総会参加者全員でこの不当告発への抗議と告発とり下げを求める総会決議文（別掲）を採択しました。

この総会決議文を、国土交通省へは 11 月 23 日中に FAX で送信し、四国地方整備局へは 11 月 25 日に愛媛県議会の 3 議員と地元の皆さんが提出しました。

8. 新代表挨拶

嶋津、遠藤がそれぞれ自分の思いをこめた挨拶を行いました。

嶋津暉之共同代表挨拶の主旨

技術者としてダムを止める手法を検討してそれを実行していくのが私の特色であり、今後もそれを生かしていきたい。ダムを中止させるためには多くの課題があり、それらをこなしていくためには皆様のお力が必要である。

遠藤保男共同代表挨拶の主旨

ダム計画を一つ一つ潰していくことが水源連の役割。

皆で協力し合って、ダム計画を一つずつ潰していきたい。

この場をお借りして矢山前代表へ

矢山さんの長きにわたる第一線でのご尽力に心から感謝いたします。これからも、水源連全体をよく見ていただくと同時に、これまでのように的確なご助言、ご指導をいただくことをお願いいたします。

Ⅱ. 世話人を引き受けていただけませんか。

1 月 31 日の世話人会にご出席ください。

総会報告で記しましたが、各団体から世話人を推薦していただくことになりました。あ

わせて、個人有志の方にも世話人をお願いすることになりました。

世話人の役割は、水源連の活動を地元の運動と連携させ、より活発にするために、各団体と事務局との意思疎通を図ること、各会員間の意思疎通を図ること、にあります。

水源連事務局から各団体への意思疎通だけではなく、世話人の皆さまから取り組むべき課題とそれへの取り組み方法を提案していただき、事務局が世話人と相談しつつその提案を検討し、実施可能と判断されたものについては皆さんの協力を得て実施してゆくことになります。

あわせて、世話人の皆さんと事務局メンバーとで、1年に1回以上は顔をあわせた話し合い（世話人会）を持つこととします。

世話人をすべての団体から、というのでは無理が生じますが、できるだけのご協力をお願いいたします。

世話人として、個人有志の方ももちろん大歓迎です。

1月20日までに事務局に氏名、団体名（団体推薦の方）、連絡先（郵便番号、住所、電話、FAX、あれば電子メールアドレス）をお知らせください。メールの場合は遠藤保男宛（yakkun@mvd.biglobe.ne.jp）をお願いいたします。

世話人になっていただいた方で電子メール環境のある方は、世話人と事務局間の専用メーリングリストに登録させていただきます。

なお、第1回目の世話人会を1月31日 13:00～17:00 に全水道会館6階会議室にて開催いたします。議題は、水源連が今後取り組むべき活動と、今年度の総会開催地等を予定しています。よろしくお願いいたします。

Ⅲ. 河川整備に関する国土交通省との意見交換会報告

12月25日、13:30～14:45 に、衆議院第一議員会館第3会議室で河川整備計画の策定に関して、国土交通省河川計画課河川計画調整室と意見交換会を持ちました。別項でその概略を報告します。

Ⅳ. 事務局からのお知らせとお願い

1. 国際会議報告会のお知らせ

第2回世界ダム影響住民会議とリバーズウォッチ・東アジア&東南アジア運営会議

12月初旬、第2回世界ダム影響住民会議がタイ王国のラッシー・サライで開催されました。日本からは、川辺川ダム反対運動の川漁師の吉村さんをはじめ水源連関係者が4名参加し、また FoE-J・メコンウォッチ等の海外のダム開発問題に取り組む NGO からの参加者を含めると、合計11名の日本人が参加しました。

会場となったラッシー・サライでは、住民運動によってダムの水門の開放が決定された、ダム反対運動勝利の地です。会議場・宿泊施設・食堂・トイレは、タイのダム反対住民運動（貧民連合）の村人の手で、ムーン川の河川敷に建設されました。

会議には、世界62カ国から300名を超える参加者があり、世界中でダム建設と戦う住民や NGO が集いました。会議の報告については、別途掲載の木原滋哉さん・波多江秀枝さんの報告文をご参照下さい。

また、12月5～6日にはリバーズウォッチ・東アジア&東南アジアの運営会議がチェンマイで開催されました。アジア各地でダム問題に取り組むNGOが2003年の買っ
どう状況を報告・共有し、2004年に向けての活動計画を話し合いました。

水源連では、メコンウォッチ・ジャパン、FoE-Jと連携して報告集会の開催を検討
しています。

2. 年会費納入のお願い

年度が替わりました。早速ですが、同封の振込用紙を活用の上、年会費の納入をお
願いいたします。なお、本年度分を既に納入いただいている方には振込用紙を同封し
ていません。

個人年会費は3,000円、団体年会費は一口5,000円です。
よろしくお願いいたします。

3. 皆さんの電子メールアドレスを教えてください。

水源連内の情報を早く共有できるように、メーリングリストを設置しています。水源連
の皆さんで電子メール環境のある方でこのメーリングリストに参加を希望される方は、こ
のメーリングリストの管理者である渡辺 誠までお知らせください。（既に参加されてい
る方はそのまま継続扱いといたします。）

なお、このメーリングリストでは意見の交換用ではなく、情報の交換用とします。

また、添付ファイルはご遠慮願います。ファイルとして掲載したい場合は、このMLの
共有フォルダを利用させていただくこととします。詳しくは、管理者である渡辺まで。

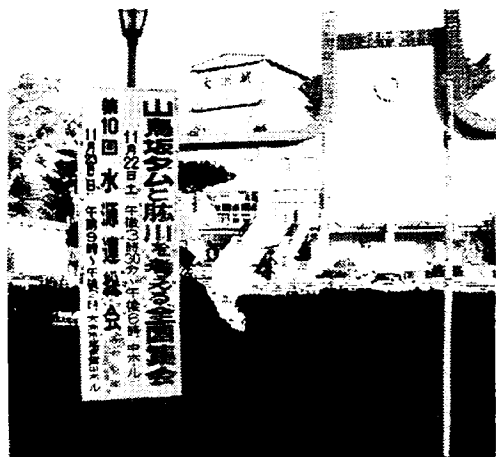
渡辺 誠の電子メールアドレス：axera@netjoy.ne.jp

4. 情報をお寄せください。

各地の取り組み状況、全国に知らせたい企画、新聞記事など、情報を下記宛にお寄せく
ださい。機関紙「水源連だより」に掲載させていただきます。メーリングリストを用いた
情報も大歓迎です。生きの善い情報の掲載をお願いいたします。

「水源連だより」掲載用情報の送付先

佐藤 守 〒181-0016 東京都三鷹市深大寺2-27-13
電話 & FAX 0422-32-9811
電子メールアドレス：moru@parkcity.ne.jp



「山鳥坂ダムと肱川を考える 全国集会」の報告

全国集会実行委員会 事務局長 有友正本



「肱川流域は、山紫水明の地とされ、肱川と共に発展してきました。かつては、豊かな水量を利用し舟運が大変盛んでした。藩政時代の治水対策としてはナゲを造り、堤防に竹や榎を植えました。竹は竹細工を地域の産業へ育て、榎は燃やすと煙が出にくいことから軍需物資的な役割を果たしたようです。洪水でさえも、恵みを田や畑に与えてくれ、豊かな農産物を手にすることができました。また、肱川は大洲の年中行事と深く関わっています。成人式の日の中水泳、臥龍の渡し、鮎の解禁、鶴飼、花火大会、芋炊きなど数え上げればキリがありません。」と、私たちは全国集会のチラシで肱川を紹介しました。すでに、俳人村上霜月が『風薫る 山水偏に 水清し』と表現した風情は、肱川から失われつつあるが、肱川へよせる流域住民の熱い思いは、今も変わらない。

大熊孝教授が2001年の12月、肱川を視察されたときの感想が、『この川はまだ間に合うのではないか、この清流をこの河畔林をこの景観を守らなければ。仮に建設が始まっても、諦めてはいけない。』とのことであった。また、野田知祐氏は「四国の川を旅する」のなかで『ダム下ではほとんど水のなかった川が、ここではかなりの水量になっている。わずか5キロの間に7、8本の支流が入っているためだ。ここで小田川が合流する。これが大江健三郎の本によく出てくるあの川かと、岸に立って眺めた。魚の多そうないい川だ。』と、肱川を表現されている。水源連事務局長の遠藤氏『肱川は、いい川ですねー』と表現された。私たちは、肱川への熱い思いを抱きながらも、素直に表現しづらいものがある。それはかつての肱川の豊かさと、現実の肱川との大きな落差のせいなのではないだろうか。

8月末に四国地方整備局が発表した流域委員会(案)では、委員会の議題は『肱川の再構築案』(すでにこれについて、我々は山鳥坂ダムを建設するためのものと批判してきた。)とされ、委員は学識経験者7名・流域の自治体関係者7名とされた。このような流域委員会のあり方に対して四国地方整備局へ、様々な要請を行い話し合いを求めてきた。が、四国地方整備局は話し合いをする姿勢を示さず、我々流域住民は第一回流域委員会の当日(10月31日)会場入口に、抗議文を手に抗議行動を行った。これに対し、四国地方整備局は岩畑氏を刑事告発し、問題の隠蔽を計った。何が何でも山鳥坂ダムを建設する意図を、明確にしたのです。

さて、前置きが長くなってしまいました。そろそろ本来の任務である、全国集会の報告を行わなければなりません。全国集会を引き受けるきっかけになったのは、事務局の皆さま

んや岩畑氏からの強い要請があったことです。また私たち地元からの事情で言えば、山鳥坂ダム建設問題を全国区化することを、運動上の課題の一つに取り上げていたからでもあります。具体的には、約2年前から水源連と接触してお願いしてきた『肱川の解析』の、絶好の発表の場に設定しようとの考えもあった。この解析をやりたいと考えるきっかけは、『川辺川研究会』で発行された『球磨川の治水と川辺川ダム』を手にしてからです。残念ながら、それまでの我々の山鳥坂ダム反対運動は、国土交通省の基本高水そのものに対して手をつけられず、部分的な批判しかできていなかった。

これらのことから全国集会を引き受け、数回の実行委員会・数回の事務局会を重ねて、当日の11月22日を迎える事になりました。準備した資料は170部、第一回の実行委員会を開催したときは、『石に噛り付いても200人の参加者』と発言した強気はどこへやら、150人の参加者があればいいなど、全く弱気になっていました。ところが、現地見学の参加者が会場へ到着し、開始予定時間の15:30が近づくにつれ入場者が続々と増加し、机が足りない椅子が足りないと準備に追われ、開始時間を過ぎても入場者が増え

続けました。準備した資料は、数十部しかなくなった時点で、2人組・3人組の入場者には、1部しか渡さなくても、品切れになってしまいました。どうやら、当初予定の200人以上の参加者があったようです。

集会は、久保・岡両氏のスムーズな司会で開始され、実行委員長



の澄田氏の緊張の中にも力強い開会の挨拶と二つの課題の提起、一つ目が山鳥坂ダム問題の全国化、二つ目が山鳥坂ダムと肱川を取り巻く問題を全国の皆さんに的確に伝える、が行われた。そして今回の総会で勇退された水源連代表の矢山氏の迫力ある、衆議院議員の現職時代を思わせる演説。川は誰のものなのか・肱川流域委員会のあり方、そして岩畑氏告発問題に対する強い抗議の声が上げられた。そして、中村・佐藤両国会議員、田中康夫長野県知事、春名なおあき氏、今井一氏、姫野雅義氏などのメッセージと続きました。

いよいよ本番の、現地からの発言です。私・有友が、山鳥坂ダム問題の82年以来の主要経過を説明、住民投票やリコールの直接請求権の行使を報告した。

両漁協からの訴えは、肱川漁協の楠崎氏が既設ダムの弊害から山鳥坂ダム建設に反対する根拠を説明。長浜漁協は中原組合長が都合で不参加のため長浜町議の中野氏が報告、分水とダム建設がセットだとされていたが分水が中止されてもダム建設を推進している。ダム建設により漁業資源が、打撃を受けると主張。

ついで、肱川・水と緑の会の池田氏は山鳥坂ダム計画は、調べれば調べるほど疑問が大きくなると説明した。公正な大洲市政を求める会の奥島氏は、裁判闘争と山鳥坂ダムの費

用対効果について主張。

滝野氏はダム建設予定地で、クマタカ・ハイタカ・ヤイロチョウなどが生息する豊かな自然を説明。松山市議の篠崎氏は、流域と連携しての山鳥坂ダム・中予分水反対運動と、今後の流域との連携について報告。

水源連の嶋津氏からは、国土交通省の言う毎秒6,300 m³の基本高水流量は根拠がなく机上の計算に過ぎないと断定し、6,300 m³は観測が開始された56年以降の流量とはかけ離れすぎている。肱川の基本高水流量を実績流量から、統計手法で求めると4,500 m³と結論。この結論が示されたときには、会場からどよめきが起こった。更に山鳥坂ダムは、集水面積が流域の5パーセントしかなく、治水効果は測定流量の誤差の範囲内にしかないと説明した。計画堤防を建設し、河床を計画河道まで掘削すれば、ダムなしで毎秒6,000 m³の流下が可能と結論。肱川の流域委員会では、これらのことは住民が主張して欲しいと要請があった。

次に全国各地からの報告に入り、昨年清津川ダムを建設中止に追い込んだ新潟大学の犬熊教授から、清津川ダム建設が中止になった経過を報告いただき、次いで治水の基本的考え方を説明があった。ダムの問題点、基本高水の虚構性などを指摘。これからの課題として自然の曖昧さを認識し、ローテクとハイテクを組み合わせ地域のコミュニティーに配慮した『技術の自治』の構築の必要性を主張された。

熊本の川辺川ダム原告団からは、緒方氏が報告された。水害の被害者が強く反対されていること、漁民の皆さんが強力な反対運動を展開されていること。そして、全国に衝撃を与えた利水訴訟の報告が行われた。

宇都宮大学の藤原教授は、栃木県の東大橋川ダムが中止になった経過を報告された。治水効果の問題点の指摘、利水事業が過大な人口予測と、過大な利水量に基づいて設定されていたこと。審議会が行われ、委員の構成が賛成派・反対派、対等のメンバー構成など詳しく報告された。

ここで地元の池田氏から緊急提言が行われ、第一回流域委員会での岩畑氏の行為に対する四国地方整備局長の告発が問題にされ、「岩畑氏に対する不当告発に抗議し、取下げを求める山鳥坂ダムと肱川を考える全国集会決議文」が提案され、全会一致で採択された。ここで岩畑氏から、告発問題への対処に対するお礼と、今後の肱川流域委員会と山鳥坂ダムに対する対応が問題にされた。

最後の、閉会の挨拶では大洲市議の大野氏が、山鳥坂ダムは不要という住民の主張が証明された。全国の皆さんと連携して、山鳥坂ダム反対の戦いを更に強化していくと締めくくった。

最初の計画では、全国集会は3:30～6:00の予定でしたが、それぞれの発言者に参加者の熱気が伝わったのか、予定を1時間もオーバーした全国集会でした。



山鳥坂ダム計画地 集会前の見学会で

水源開発問題全国連絡会第 10 回総会

事務局からの報告

(総会資料に総会後に一部加筆修正しています)

2002 年 10 月 27 日に新潟県中里町で開かれた第 9 回総会以降の水源連の主な活動の報告と、今回の総会の討議事項について記します。

I. 概要

この一年間、各地でいろいろな動きがありましたが、ここでは、川辺川ダム計画における「利水事業違法確定」、脱ダムの方向性を明白に示した淀川水系流域委員会の「提言」、水資源開発公団の水資源機構への移行、四国地方整備局による「肘川流域委員会の強引な立ち上げ」について述べます。

川辺川ダム計画に関しては、同ダムに水源を求める「国営川辺川土地改良事業変更計画」が 5 月に違法であることが確定しました。これにより、川辺川ダム計画の 2 大目的（治水と利水）の一つである利水は法的根拠がないものとなりました。長年にわたる農民の皆さんの運動が成果として結実したものです。この違法確定により、熊本県収用委員会は収用採決を行うことができない状態に陥り、新利水計画が策定されるまで審理を休止することを決定しました。新利水計画が正式に策定されるまで 1 年以上かかるといわれています。この新利水計画は農業用水の水源を川辺川ダムに依存することにはならないと、地元の人たちは考えています。これまでに中止されたダムのほとんどは利水面における必要性の欠落がその要因となっています。そして、川辺川ダムの利水目的が法的に破綻した現在、治水面における川辺川ダムの必要性の有無を明白にしておく必要があります。水源連としては、治水面に関してはその欺瞞性を住民討論集会で明らかにするとともに体系的治水代替案の作成と提示に取り組んできました。また、この収用委員会審理に積極的な関わるなかで川辺川ダム計画に公益性がないことを明らかにし、併せて、違法判決確定時にはダム中止の署名の取り組みを行ってきました。水源連としても現地の皆さん、全国の皆さんと共に、川辺川ダム計画を中止に追い込むための一翼を担い続けたいと考えます。

淀川水系流域委員会はこの 1 月に「ダムは建設中のものも含め、原則として建設しない」という画期的な文言を盛り込んだ「提言」（中間答申）を近畿地方整備局に提出しました。近畿地方整備局は淀川水系河川整備計画原案ではこの「提言」を無視した形でいわゆる 5 ダムの必要性を提示しています。この原案に対して、淀川流域委員会はあらためてそれらの事業計画について評価を行い、5 ダムの中止を骨子とする意見書を提出することになっています。

一方、四国地方整備局は「肘川流域委員会」を 10 月 31 日に強引に発足させました。この委員会は上記の淀川水系流域委員会とは 180 度異なる委員構成であって、山鳥坂ダム計画に反対するものを排除し、山鳥坂ダム計画を肱川河川整備計画に押し込むことを目論んでいることが誰の眼にも明らかなものです。地元ではこのような流域委員会発足の中止を求める活動が行われ、水源連も同じ目的で、水源連加盟の団体会員名を付した要請書を四国地方整備局に提出しました。

淀川水系流域委員会と肘川流域委員会は共に、河川整備計画の策定手順を規定した河川法第 16 条の 2 の第 3 項に基づく委員会です。なぜ肘川流域委員会のようにダムに反対の意向を持つ者を締め出す流域委員会がつけられるのかを大いに問題にしなければなりません。これから全国の各河川で河川整備計画の策定が始まります。河川のあり方に住民の意向を活かせるシステムを早急に確立させなければなりません。

水資源開発公団の水資源機構への移行に伴い、水資源機構は新たな水源開発は行わないこととしました。しかし、もともと新規のダム計画はここ数年なかったのですから、逆に言い方をすれば、計画中のダムは完成さ

せるという意思表示にほかなりません。水資源機構への移行に伴って、ダム計画の利水予定者が受水予定量を削減したり、ダム計画から撤退したりする場合の費用負担ルールが水資源機構法施行令で規定されました。この費用負担ルールは一言で言うならば、ダム計画が進行してからでは撤退しにくくさせるものです。

徳山ダムの場合は1千億円強という総事業費の大幅な増額が予定されています。徳山ダムに対する水需要が実際にはないので、この大幅増額の費用負担に耐えられるかが受水予定自治体にとって大きな問題になっています。また、水需要のないダム計画のために公金の支出することを許さない闘いが岐阜県や愛知県で展開されています。

今総会はこれらを議論の中心テーマとしつつ、各地の運動の現状を報告し合うなかで、必要性が失われた数多くのダム計画を中止に追い込むための方策を見出したいと思います。

Ⅱ.水源連（および事務局）の活動報告と提案

1 経過報告

この一年間、水源連は川辺川ダム問題に取り組み、各地のダム反対運動への支援活動も行ってきました。海外の反ダム運動との連携にも力を入れました。内部的には相互の意思疎通を図る場として世話人会（総会に諮っていないので仮称とします）が発足しました。

（1）各ダム問題への関わり

1) 川辺川ダム

- ① 住民討論集会への対応（体系的治水代替案の作成）
- ② 収用委員会への対応
- ③ 利水裁判勝訴後の署名活動

2) 各ダム問題の支援、活動、調査

ハッ場ダム、倉渕ダム、東大芦川ダム、霞ヶ浦導水事業、山鳥坂ダム、内海ダム、渡良瀬遊水池開発、太田川ダムなどについて、計画中止に向けた取り組みを進めました。

（2）世話人会の試行

水源連の総会で常に提起されていることは、十分な時間をかけて意思疎通を図る場を持つことでした。総会を年に複数回持つことは現実に困難です。昨年11月29日の津山での作戦会議の際に、年に数回全国の有志が討論し運動を作っていく場として、「幹事会」のような場の設置が求められました。そこで、各地域の運動の情報を的確に共有し、共通の課題に的確な対応ができるよう、各地域の運動体・個人が年に2回程度は相談し会える場として、世話人会を試行（総会を経っていないので試行とする）しました。世話人会関係はこの総会で確認する事項です。

昨年の総会以降、下記の通り3回の世話人会を持ちました。

2月22日 拡大事務局会議（東京）

5月17日 「ダム問題交流会 in 大阪&水源連世話人会」

11月1日 総会に向けた世話人会（大阪）

（3）ダムを中止させる制度の法制化

昨年度、市民立法・公共事業三法案を完成させ、冊子を発行しました。今年度はこの冊子を活用しつつ、公共事業チェック議員の会への説明会を持ちました。併せて、行政事件訴訟法の執行不停止問題等を解決するため、日本弁護士連合会司法改革調査室などとともに、国が進める司法制度改革への対応を始めました。

（4）海外反ダム運動との連携

アジア各国のダム反対運動との連携、「ダム影響住民国際会議」への出席

2 取り組むべき課題とその現状報告

1. ダムを中止させる制度

(1) 市民立法・公共事業三法案

公共事業審査法案、ダム計画中止後の生活再建支援法案、土地収用法改正対案（行政事件訴訟法改正案を含む）の3法案を作成して、国会への働きかけを進めてきているが、国会上程への道のりは遠い。11月の総選挙の結果を踏まえ、国会への働きかけの方法を練り直して、再度チャレンジすることにしたい。

一方で、これら法案の内容を具現化するため、次の活動を進めていく。

① 公共事業審査法案

この法案の最大のポイントは、異議申し立て者と事業者が事業の是非をめぐって徹底した討論を行える場を設定することにある。川辺川ダムや倉渕ダムなどで実現している公開討論会の開催を各ダムに広げていく。

ア 川辺川ダムの住民討論集会

2001年12月から治水をテーマとする討論集会が5回、環境をテーマとする討論集会が3回開かれた。主催は、形式上は第1回は熊本県、第2回以降は国土交通省であるが、実質はすべて熊本県の主催である。コーディネーターは熊本県職員で、国土交通省と住民側からそれぞれ登壇者を5～7名出して、討論を行ってきた。12月14日に治水・環境をテーマとして第9回の討論会が開かれる。

イ 倉渕ダム（群馬県）の公開討論会

群馬県と住民団体の共催で2003年8月9日に第1回の公開討論会が開かれた。第1回は治水をテーマとした。この公開討論会は県と住民団体の共催ということもあって、討論会の進め方について住民団体はかなりの発言権をもっている。県と住民団体側がそれぞれ2名の登壇者を出して討論を行った。コーディネーターは群馬大学教授である。県河川審議会の委員長であるが、もともと比較的公平な人物であると知られていたため、住民側が推薦した。実際に討論会でのコーディネーターの運営は公平であった。第1回の討論会で倉渕ダムの治水面での欺瞞性がいくつも明らかになった。なお、倉渕ダム建設事業は群馬県知事の判断により、2004年度から凍結されることになった。

② ダム計画中止後の生活再建支援法案

ハッ場ダムを例にとりあげれば、地元はかつてはダム絶対反対の運動を進めていたが、長い長い反対運動に疲れ果てて、今はダム容認に変わっている。現在のハッ場ダム反対運動は下流の前橋や東京、千葉、埼玉などで進められているが、地元の人が反対運動団体にいつも投げかける言葉は、「あんたたちが来るのは20年遅い。」というものである。実際に地元の人々は、ダム予定地であるが故に経済的に取り残されてしまった状態からの脱却を願って、ダムを前提とした将来の生活設計をしており、今の段階でダム中止と言っても「いまさらに何を」という気持ちをぶつけてくる。ただ、現実には補償基準調印後は国土交通省が手のひらを返したように地元に対して冷たくなり、ダムを前提した将来の生活設計そのものが危うくなってきている。

そのような状況において地元の人々が一緒にダム反対に再び立ち上がるためには、ダム計画中止後も生活再建を進める制度を準備していくことが是非とも必要である。生活再建支援法案はそのための法案であって、ハッ場ダムの反対運動を展開する上でどうしても必要なものである。

水没予定地の人たちに、ダム計画を中止した場合の地元再建案の作成を働きかけ、その将来プランの実現をはかるものとして、法案の立法化を求める運動を展開していきたい。

(2) 行政事件訴訟法改正に対して

市民立法・公共事業三法案の中の重要なテーマである行政事件訴訟法の執行不停止問題は、現在進行中の司

法制度改革において改正の方向で検討が行われている。ダム建設等の公共事業に関して行政事件訴訟法により行政処分取消しの訴訟を提起しても、行政事件訴訟法第25条により、執行不停止の原則になっているため、裁判の審理が行われている間にも、工事が休むことなく進行していく。判決が出るころには工事のほとんどが完成して、裁判の内容では勝っても、すでに訴えの利益がないとする事情判決になることさえある。このようにダム建設等を中止させる機能がない行政事件訴訟法を根本から改正し、執行停止の原則に変えることが是非とも必要である。

政府の司法制度改革推進本部の行政検討会では、執行不停止問題のほかに、原告適格などの重要な問題も議論されている。私たちもこの行政検討会の動きを監視し続けて、必要に応じて意見書を出していくことが必要である。2003年8月のパブリックコメント募集の際は意見書を提出した。

2. 河川整備基本方針・河川整備計画策定に対して

(1) 河川整備基本方針および河川整備計画の策定状況

現在、新河川法に基づく河川整備基本方針と河川整備計画の策定作業が、国土交通省各地方整備局と各都道府県で行われている。この作業は当初の予定より大幅に遅れていて、今まで基本方針が策定された河川は1級河川で20水系、2級河川で221水系である。全国で1級河川が109、2級河川が約2700あるので、基本方針が策定された河川はほんの一部である。ただし、2級河川のすべてに基本方針が策定されるわけではない。

また、河川整備計画が策定された河川は1級河川が8水系、2級河川が104水系だけであり、基本方針より更に策定作業が遅れている。

現時点で1級河川において整備基本方針や整備計画が策定された河川およびその諸元は表1のとおりである。

(2) 河川整備基本方針の内容

1級河川20水系の基本方針の内容をみると、旧河川法時代につくられた工事实施基本計画の基本高水流量、計画高水流量の数字がそのまま踏襲されている。

本来は基本方針を策定するにあたり、計算の方法を根本から改めて基本高水流量等を一から検討し直し、新たな数字を策定することになっていたはずであるが、実際の策定作業が開始されると、工事实施基本計画の数字をそのまま使うことになってしまった。

工事实施基本計画は多くの河川では今から25～35年前に策定されたものであり、その後、雨量データと流量データが随分と蓄積され、計算手法の検討もされてきたのであるから、新しいデータと新しい手法に基づいて基本高水流量等の再計算が行われて然るべきである。ところが、治水計画の変更があってはならないということで同じ数字がそのまま使われている。

[補足] 宮城県の大川で基本高水流量を元の数字に戻す動き

2級河川である大川では新月ダム問題があって、大川治水利水検討委員会が設置され、その委員会の答申(2000年6月)により、基本高水流量(曙橋)は従来の1000m³/秒を870m³/秒に変更することになった。しかし、2003年7月に新たに大川治水計画意見交換会が設置され、基本高水流量を1000m³/秒に戻すための手順が踏まれている。これは、国土交通省の指示によるものと思われる。基本高水流量を変更しないというのが国土交通省の方針であって、2級河川もその方針に反する河川整備基本方針を許可しないことにしていると推測される。

(3) 河川整備計画の内容

1級河川で河川整備計画が策定されたのは8河川である。計画原案が示された4河川も含めて、12河川の整備計画の目標流量をみると、基本高水流量の数字とは別に、それぞれの河川の状況に合

わせた数値が採用されている。多摩川や由良川の場合はその目標流量は基本高水流量の半分近い数字である。多摩川の場合、基本方針ではダムを建設することになっているが、その適地がないため、整備計画は現実に合わせてダム建設を前提としない内容になっている。

これをみると、河川整備計画における洪水目標流量はそれぞれの状況によって適当に変わりうるものであって、いわばダムをつくりたい時は大きくし、ダム建設が困難な時は小さくするという性質のものである。現実にはダム建設の有無をきめるのはこの河川整備計画の目標流量であって、基本高水流量の方は現実性のない、飾りの数字に過ぎないものになっている。

この点で、私たちは、河川整備基本方針による基本高水流量の設定に対してその科学的根拠を問い質すとともに、河川整備計画の策定段階において「ダム建設を前提としない」現実的な目標流量を設定するように主張していくことが必要である。

	基準点	①基本高水流量	②整備計画目標流量	②／①
留萌川（北海道）	大和田	1 3 0 0 m ³ /秒	1 0 5 0 m ³ /秒	0. 81
多摩川（東京都等）	石原	8 7 0 0 m ³ /秒	4 5 0 0 m ³ /秒	0. 52
大野川（大分県等）	白滝橋	1 1 0 0 0 m ³ /秒	9 5 0 0 m ³ /秒	0. 86
豊川（愛知県）	石田	7 1 0 0 m ³ /秒	4 6 5 0 m ³ /秒	0. 65
沙流川（北海道）	平取	5 4 0 0 m ³ /秒	4 3 0 0 m ³ /秒	0. 80
最上川（山形県）	両羽橋	9 0 0 0 m ³ /秒	7 6 0 0 m ³ /秒	0. 84
中筋川（高知県）	磯ノ川	1 2 0 0 m ³ /秒	1 0 0 0 m ³ /秒	0. 83
由良川（京都府）	福知山	6 5 0 0 m ³ /秒	3 7 0 0 m ³ /秒	0. 57
白川（熊本県）	代継橋	3 4 0 0 m ³ /秒	2 3 0 0 m ³ /秒	0. 68
狩野川（静岡県）	大仁	4 0 0 0 m ³ /秒	3 1 0 0 m ³ /秒	0. 78
荒川（新潟県）	花立	8 0 0 0 m ³ /秒	7 5 0 0 m ³ /秒	0. 94
肱川（愛媛県）	大洲	6 3 0 0 m ³ /秒	5 0 0 0 m ³ /秒	0. 79

（４）河川整備計画策定への住民参加

次の三つの課題に取り組む必要がある。

- ①河川整備計画の策定に対する住民参加の状況、各流域委員会の状況を把握して、住民の意思を反映させるための方策を検討し、各団体と連携してその方策を実行していく。
- ② 河川整備計画策定への住民参加を保障させるため、国会、政府へ働きかけを行う。
- ③ 住民参加の必要条件（流域委員会の設置時期、流域委員会の委員公募、公開、傍聴者の発言権など）を記したマニュアルを作成する。

３．住民側からのダム総点検

（１）計画中・工事中のダムに対して

2003 年度は国土交通省関連で工事中、計画中を含めて全国で合計 173 のダム事業が推進されている。内訳は直轄事業 60、水資源機構事業 12、補助事業 10 である。（ただし、生活貯水池〔総貯水容量 100 万 m³ 未満〕を除く）。

各ダム反対運動団体が当該のダムだけではなく、周辺のダム計画もチェックして、それらのダムについても中止に向けての活動を進めていく必要がある。

（２）既設ダムに対して

既設ダムについても問題点と利用状況（遊休水利権や未使用の状況）を把握して、既設ダムの運用改善および廃止に取り組むことが必要である。

① 水余りで運用の必要性がなくなった事例：霞ヶ浦開発事業（1995年度完了）

霞ヶ浦開発事業は霞ヶ浦をダム湖のように水位を操作できるようにするための開発事業で、1995年度に完了した。しかし、この事業に対する実際の水需要は小さく、水位操作の必要性は失われている。国土交通省が1996年度から水位操作を部分的に実施したところ、アサザ等の水草の生育に甚大な影響が出たので、NPO法人アサザ基金の申し入れにより、2000年秋から水位操作が中止された。ところが、最近になって国土交通省は住民の反対を押し切って水位操作を再開しようとしている。

② ダムが周辺地区の地割れを引き起こした事例：大滝ダム(2002年度完了)

（TBS「噂の東京マガジン」2003年7月6日より）

『現場は、奈良県川上村に46軒の集落が広がる白屋地区。今年4月頃から地割れやヒビなどの被害が相次ぎその被害は地区全体に広がり、今もなお拡大しているという。ある家ではトイレ部分を支える土台がパッキンと割れ大きな隙間が出来ていた。別の家では畳を上げて床板をはがしてみると…地面に“地震の後の地割れ”のような亀裂が走っているではないか！この地区のお年寄り「80年住んでいるけど、今までこんなことはなかった」と困惑の表情。

<不気味な地割れの原因とは！？>

白屋地区を襲ったヒビや地割れの原因と言われているのが『ダム』。ここから4キロ下流にある大滝ダムは43年の歳月と3千2百億円をかけて造られた多目的ダム。昨年8月に完成、今年の3月から水を貯めはじめところダム湖のすぐ上にある白屋地区でヒビや地割れが続出したというのだ。こうした異変に国はダムとの因果関係について「疑わしい」という見解だ。

国の原因調査によれば、白屋地区を通る地下水の水位がダムの水位と共に上昇し地中の空洞に溜まった空気を押して浮力が発生。その浮力が地面を押し上げ、地すべりなどを起こすのだという。現在、国は白屋地区住民の一時避難用のプレハブを建設中で、この工事と同時進行でダムの水を抜きたい考えなのだが…。住民たちは「いま水を抜くと浮力を失い陥没や地割れ、地すべりが起こるかもしれない。全員の避難が完了するまで水を抜くのは待って欲しい」と言っている。水を抜きたい国と移転が先と主張する住民。両者の因縁は43年前へ遡る。

<43年前の因縁とは！？>

昭和34年の伊勢湾台風で受けた大被害を契機に造られたのが大滝ダム。しかし周辺住民の反対は根強く決定から着工まで23年を要し、その中で最後まで反対し続けたのが白屋地区。白屋地区の住民は29年も前に大滝ダムと地すべりの関係について、独自に専門家に調査を依頼。その時の報告書は、「白屋地区は、以前から地すべりの危険地帯で、昔から水路や畑は地すべりを考慮した造り方になっていた」と指摘。さらに、その上で「大滝ダムによって白屋地区の地すべりは拡大し、それを防止することは出来ない。移転以外に道はない」と結論付けていたのだ。つまり、ダムの必要性を訴える国と、先人たちの知恵が根付いた土地にダムは危険な存在と主張する住民は、長年にわたり意見が食い違っていたのだ。

こうした国と住民の見解が対立する中で、新たな危険を指摘する専門家もいる。その専門家によると「吉野川沿いには断層があって大滝ダム周辺の断層のうち3本が白屋地区を走っている。この断層を流れる地下水が、ダムによって行き場を失ったことが今回の地すべりの原因だ」 白屋地区では湧き水の位置が変わるなどこの専門家の説を裏付ける異変も起きていた。』

[参考] 政府等によるダム見直しの経過と結果

① ダム等審議委員会

ダム等審議委員会は建設省の通達により、1995年度から試行として始まり、13の事業に委員会

が設置された。その他に細川内ダムにも設置の予定であったが、木頭村の反対で設置されなかった。1998 年度からの公共事業再評価制度の開始により、新たな審議委員会は設置されなくなった。審議中断になっていた小川原湖総合開発事業については 2002 年 11 月の東北地方整備局の事業評価監視委員会で中止の答申が出て、審議委員会が再度開かれることなく、同事業は中止となった。これで、ダム等審議委員会の役目はすべて終わった。

対象事業のうち、中止の答申が出たものの他に、推進の答申がでて、中止になったもの、中止になりつつあるものがいくつかある。表 2 のとおり、現段階で推進されているのは、完成済みの宇奈月ダムも含めて 5 事業であり、細川内ダムも含めて、8 事業は中止または中止に近い状況にある。

推進されている事業：宇奈月ダム、苫田ダム、徳山ダム、沙流川総合開発、成瀬ダム

中止になった事業：矢作川河口堰、渡良瀬第二貯水池、紀伊丹生川ダム、高梁川総合開発、小川原湖総合開発、細川内ダム

中止に近い事業：吉野川第十堰、足羽川ダム

先行き不明な事業：川辺川ダム

② ダム総点検、公共事業の再評価制度、与党三党の中止勧告によって中止になったダム事業

今までのダム等審議委員会、ダム総点検、公共事業再評価制度、与党三党の中止勧告により、中止となったダムは、生活貯水池（総貯水容量 100 万 m³ 未満）を除くと、1997 年度から 4 事業、98 年度から 3 事業、99 年度から 4 事業、2001 年度から 33 事業、2002 年度から 3 事業、2003 年度から 12 事業で、2004 年度から 9 事業で、合計 67 事業である。また、生活貯水池を含めた中止事業数の合計は 95 事業である。

各年度の中止事業は表 3 のとおりである。2004 年度からの中止事業は 2008 年 8 月末の来年度予算要求およびマスコミ報道で中止が明らかになったものである。

4. ダム中止を阻む諸問題に対して

(1) 地下水の復権を求める運動の展開

地盤沈下はすでに沈静化しているのに地下水切り捨ての計画が生き残り、それがダム建設の理由の一つになっているところが少なくない。たとえば、東京都、埼玉県、千葉県では地盤沈下がすでに沈静化しているにもかかわらず、ハッ場ダム等ができると、水道用地下水の全部または一部をダム開発水（河川水）に切り替える計画が未だに生きており、地盤沈下問題が今なおハッ場ダム等を推進する理由の一つになっている。

地盤沈下がすでに沈静化して、地下水の利用が今後も可能であるという事実を広く伝え、最高級の水道水源である地下水の復権を求める運動の展開が必要である。

(2) 不合理な水利権許可制度の民主化を求めて

ダム計画への参加を前提とした暫定水利権が与えられることによって、ダム計画への参加を余儀なくされている自治体が少なからずある。河川流量に余裕があって取水が可能であっても、ダム計画を推進するため、新規取水はすべて暫定水利権扱いにされている。特に、河川の上中流部で取水する場合は使用後の水のほとんどが河川に戻り、河川流量への影響がほとんどないにもかかわらず、ダムを前提とした暫定水利権でしか、新規取水が認められていない。

たとえば、淀川水系では大阪府等が丹生ダム、大戸川ダムなどからの撤退を表明しているのに、京都府は暫定水利権の問題があるため、ダムからの撤退もままならない状態におかれている。

ダム推進の手段になっている、この不合理な水利権許可制度の民主化を求めていくことが必要であ

る。

(3) 治水対策としてのダム幻想をなくすためのマニュアルの作成

一般に治水対策としてダムが必要だと思込まれているので、それが幻想であることを技術的に明らかにするためのマニュアルを作成する必要がある。

各ダムに共通することが多い治水問題の切り口は次の4点である。

- ① 過大な基本高水流量、すなわち、来るはずのない大きな洪水流量を設定することによって、ダムの必要性が作り出されている。
- ② ダムで洪水調節を行っても、氾濫から守るべき下流部の洪水流量を削減する割合はかなり小さく、いわば洪水流量観測の誤差程度の削減効果しかないことが多い。
- ③ 河道の整備（堤防の整備と河床の掘削）がひどく遅れていて、危険な状態で放置されているところが少なからずある。ダムに巨額の費用を投じるよりも、そのような場所の河道整備を急ぐべきである。
- ④ 河道整備をきちんと行えば、実際の洪水流下能力は河川管理者が示す数字よりもかなり大きいことが多く、ダムなしで十分に大洪水に対応することができる。

(4) 渇水対策容量や環境改善容量への振り替えでダム計画の存続をはかることの不合理性の追及

水需要の飽和現象によってダム計画からの利水予定者の撤退が相次ぐようになった。それを受けて、本来ならばダム計画を中止または縮小しなければならないのに、新規利水容量を渇水対策容量や環境改善容量に振り替えてダム計画の存続をはかろうとする動きがみられる。これらの不合理性を追及していく必要がある。

渇水対策容量は異常渇水時のために貯水しておくというものだが、異常渇水に対しては他の対応手段があるので、渇水対策容量の確保は不要である。

異常渇水への対応手段

- ① 農業用水から都市用水への一時的な融通
- ② 河川維持用水の一時的な融通
- ③ 地下水の一時的な利用拡大
- ④ 日頃からの構造的な節水施策の推進
- ⑤ 既設ダムからの過大放流の抑制

また、環境改善容量は、受水予定者の撤退が相次ぐ淀川水系の丹生ダム、大戸川ダムについて国土交通省が示しているダム計画の存続案である。これは魚類の産卵期における琵琶湖水位の急速な低下を緩和するため、丹生ダム等にそのための容量を確保し、琵琶湖の水位低下時にダムから放流しようというものである。しかし、広大な琵琶湖の水位をダムからの放流で調整しようとしてもその効果はわずかなものであるし、さらに、この操作は次のとおり産卵期の対策として意味をなさないものである。

「関西のダムと水道を考える会」（代表）野村東洋夫）の質問書（平成15年6月25日）より

丹生ダム「環境改善容量」についての質問（近畿地方整備局に対して）

「環境改善容量」は肝腎の5月～6月には役に立たない

この容量の主目的は、魚類の産卵期における“琵琶湖水位の急速な低下の緩和”である訳ですが、琵琶湖の水位低下の最たるものが毎年、公然と5月中旬から6月16日の間に行われています。即ち「瀬田川洗堰操作規則」に従って、僅かこの1ヶ月間で琵琶湖水位を、それまでの常時満水位（BSL+30cm）から洪水期制限水位（BSL-20cm）まで一気に50cm下げる水位操作です。この時期は正に魚類の産卵のピーク期にあたりますから、この時の水位低下こそが問題である筈ですが、この操作

規則が存在する以上、これに逆行してこの時期に丹生ダムの「環境改善容量」を琵琶湖に注入することは出来ません。つまり、折角丹生ダムを造っても肝腎な時には役に立たず、6月16日以降になって漸く、遅れ馳せながら始動するだけの代物でしかないと私達は理解しているのですが、如何でしょうか？

5. 受水予定団体のダム撤退時の費用負担ルールについて

2003年7月に閣議決定された水資源機構法施行令により、ダム撤退時の費用負担ルールが定められた。その主な内容は次のとおりで、ダム計画からの撤退を求めるものは、「ダム計画の縮小に伴って生じる不要な部分の費用」と、「ダム計画に残ったものの負担額がそれぞれの支出限度額を超えた場合はその超えた分の費用」を負担せよというものである。いわば、撤退するならば、残ったものに迷惑をかけないように費用を負担せよというルールであるから、このルールが逆にダム計画からの撤退にブレーキをかけるように作用する可能性が十分にある。このルールを踏まえて、受水予定団体のダム撤退ルールがどうあるべきかについて検討を進める必要がある。

水資源機構法施行令のダム撤退時の費用負担ルール

(1) 水道・工業用水道がダム事業の用途を縮小する場合又はダム事業から撤退する場合に負担する費用（同施行令第三十条2）

ダムの新改築の事業が縮小された場合は、次の合計額。

- ① 事業の縮小に伴って生じる不要支出額（事業を縮小する前までの既支出額のうち、事業の縮小で不要になった部分の既支出額）
- ② 事業の縮小後に各用途の費用負担額がそれぞれの投資可能限度額を超えるときはその超える額（超えないときはゼロ）

（各用途：治水、その他の水道・工業用水道、かんがい）

ただし、以上の方法による負担額の算出が著しく公平を欠くと認められるときは、主務大臣が関係行政機関の長と協議して定める方法により算出した額とすることができる。

[注]投資可能限度額：各用途についての身替り建設費と妥当投資額のうち、小さい方の額

ダムの費用割り当て（アロケーション）を行うとき、各用途について身替り建設費と妥当投資額を計算し、両者の小さい方の金額を基本にして費用を配分する。この身替り建設費と妥当投資額が撤退のルールに使われている。身替り建設費は各用途が単独でダムをつくる場合の建設費である。妥当投資額は治水の場合は年平均被害軽減額、かんがいは年平均効果額などから計算するが、水道・工業用水道は身替り建設費がそのまま妥当投資額の値として用いられる。

(2) ダム事業を廃止する場合の水道・工業用水道の負担額（同施行令第三十二条）

ダムに係る費用の額に、特定多目的ダム方式の負担割合を乗じた額

6. 最近の国土交通省の更なる反動化について

中止されたダムが復活する動きが出てきているところがある。たとえば、2002年度中止が決まった渡良瀬第二貯水池計画についてはその治水部分（500万m³）の復活を現在、国土交通省が画策している。また、霞ヶ浦では住民団体の申し入れで3年前から中止していた水位操作を国土交通省は再開しようとしている。

今までに住民対話路線に変わったところも再び強行路線へと舵取りを変えてきているようであり、それへの対抗策を考える必要がある。

「渡良瀬遊水池を守る利根川流域住民協議会」からの報告（2003年11月）

第二貯水池計画（治水部分）の復活の動き 渡良瀬遊水池に再び暗雲

渡良瀬遊水池に再び暗雲が立ち込めてきました。昨年度、中止が決まった渡良瀬第二貯水池計画のうち、治水部分（最大 500 万 m³）を復活する動きが出てきました。

2003 年 4 月に利根川上流河川事務所に就任した佐藤宏明氏と、去る 8 月 27 日に話し合いをもったところ、その席上、佐藤所長は「治水容量の確保を前提として湿地再生事業を進めていく。」という驚くべき発言を繰り返しました。

第二貯水池計画の中止を踏まえ、大規模な開発工事をしないという前提で湿地再生事業を進めていくことが国土交通省の既定方針であるはずなのに、その方針をかなぐり捨てた発言であったので、私たちは大いに驚きました。そこで、利根上の既定方針と今回の所長発言との食い違いをただすため、質問書を利根上に提出しました（9 月 29 日）。10 月 11 日に利根上は私たちへの回答を利根上のホームページに掲載しました。回答の主旨は、「湿地再生事業は、治水を大前提としているということは従来より変わっておりません。」「再生事業はあくまで湿地再生だけを目的としたものである」という認識は誤解であります。」という内容で、治水容量を確保していく方針を強調し、その旨をホームページで広言しました。

8 月の所長の話では、第二調節池や第三調節池で治水容量（最大で 500 万 m³ らしい）を確保するというものですが、なぜ、今の段階でそのように既定方針を翻す発言が出てくるのか、不可解です。その背景として、第二貯水池計画の中止に伴い、遊水池で大きな土木工事が行われなくなったことに対して、周辺の土建業者から政治家などを通してかなりの圧力があつたこと、そして、最近の国土交通省の姿勢が対話路線から強硬路線へと、反動化してきていることが考えられます。

昨年第二貯水池計画中止決定の喜びもつかの間のことでした。治水容量確保のための大規模掘削を中止させるべく、新たな運動を展開しなければなりません。

Ⅲ 各地からの報告

（当日各団体より報告された内容は別頁）

Ⅳ 水源開発問題全国連絡会の今後のあり方 事務局案

- ◇ これからも、発足時の三つの目的を原則とします。
 - ア) 互いの情報連絡を密におこなって、水源開発事業者と闘うための戦術、戦法を練る。
 - イ) 水源開発事業の欺瞞性を大きくアピールして、世論を喚起する。
 - ウ) 力を結集して、建設省などと交渉し、水源開発計画の見直し、中止を求める。
- ◇ これまでの活動・・・大きく分けると下記の 5 つについて取り組んできました。
 - ・ 科学的検証に基づくダム反対運動の支援； 苫田ダム、徳山ダム、川辺川ダム、足羽川ダム、細川内ダム、長良川河口堰、思川開発、相模大堰、清津川ダム、宇奈月ダム、新月ダム、佐梨川ダム、渡良瀬遊水池開発、設楽ダム ほか
 - ・ 情報の交換と発信： 機関紙「水源連だより」の発行、水源連ホームページの設置、水源連 ML の拡大、
 - ・ 法案の作成と法制化の取り組み： 大規模公共事業見直し法案、河川法改正に対する市民側対案、公共事業・市民立法三法案
 - ・ 政府および国会議員に対して： 建設大臣への要請、国土交通省等との交渉、公共事業チェック議員の会への働きかけ、各地域の運動団体と国会議員・省庁との話し合いの準備 等

- 海外のダム反対運動との連携： ODAと称して、公害輸出ならぬダム輸出が行われています。「ダム先進国」の住民として、「ダム輸出国」の住民として、水源連関係者が海外の反ダム運動と連携を図ることとし、国際環境NGO FoE-Japan (Friends of the Earth)、メコンウォッチ等と連携した活動を進めています。
- ◇ 水源連運営に関する今後の方向性
 - これまで事務局が担ってきた活動は今後も続けていきます。
しかし、それだけでは運動が十分に展開できていないので、世話人を中心に、会員からの提案と会員の協力を求めることとします。
 その場合は、
 - ①世話人等が、新たに取り組むべき課題とそれへの取り組み方法を提案する。
 - ②事務局が世話人と相談しつつ、①の提案を検討し、実施可能と判断されたものは世話人等の協力を求めて実施していく。
- ◇ 代表などの役員
 - 代表などの役員を必要に応じておきます。任期は1年とし、再選を妨げないこととします。
- ◇ 個人会員、団体会員が主体的に水源連の運営に関わるシステムの提案
 - 総会、事務局、世話人

総会： 年に1回開催し、1年間の水源連の方向性を決める。

事務局： 東京におき、有志からなる。

総会で確認された方向性に基づき、運営を行う。

世話人と意思疎通を図る。

世話人等から提起された課題について、世話人と相互に相談する。

事務局会議は毎月1回の定例と、臨時がある。

会員の事務局会議への出席は自由。

世話人： 世話人は各団体からの代表と個人会員有志からなる。

相互及び、事務局との意思疎通を図る。

世話人と事務局で、世話人会を1年に1回以上開催。

世話人会についての具体的イメージは次のとおりです。

 - ① 総会だけでは時間が少なく、きちんとした討議ができないので、それを解消するために、総会前や中間期に世話人会を開いて、取り組むべき課題や総会の議題について話し合う。
 - ② 各世話人が、そこで話されたことを各自の団体に持ち帰り、総会までに意見をまとめておく。
 - ③ 各世話人は総会に意見を持ち寄り、実りのある討議を行う。

V 会則（別紙）

VI 代表の選任

- 矢山有作代表が5月22日の世話人会で辞任を正式表明されたので、本総会で新たな代表を選任します。（矢山氏の後任について事務局としては、嶋津暉之・遠藤保男の共同代表、という案を持っていますが、これにこだわることなく、総会で議論の上、代表を選任したいと思います。）

表 1 1 級河川の河川整備基本方針と河川整備計画の目標流量 (2003年10月現在)

河川整備基本方針の目標流量 (工事実施基本計画の値をそのまま使用。計画規模の変更があった大淀川を除く。)

	計画規模	基準点	基本高水流量	計画高水流量	ダム等の洪水調節量	工事実施基本計画年度
沙流川 (北海道)	1/100	平取	5400	3900	1500	1978年
留萌川 (北海道)	1/100	大和田				1988年
最上川 (山形県)	1/150	両羽橋	9000	8000	500	1974年
多摩川 (東京都等)	1/200	石原	8700	6500	2200	1975年
狩野川 (静岡県)	1/100	大仁	4000	4000	0	1968年
豊川 (愛知県)	1/150	石田	7100	4100	3000	1971年
由良川 (京都府等)	1/100	福知山	6500	5600	900	1966年
大野川 (大分県等)	1/100	白滝橋	11000	9500	1500	1974年
本明川 (鳥取県)	1/100	真山	1070	810	260	1991年
白川 (熊本県)	1/150	代経橋	3400	3000	400	1980年
米代川 (秋田県等)	1/100	二ツ井	9200	8200	1000	1973年
荒川 (新潟県等)	1/100	花立	8000	6500	1500	1968年
斐伊川 (鳥取県等)	1/150	上島	5100	4500	600	1976年
天塩川 (北海道)	1/100	蟹平	6400	5700	700	1987年
富士川 (静岡県等)	1/150	北松野	16600	16600	0	1974年
大淀川 (宮崎県等)	1/150	柏田	9700	8700	1000	1965年
(工事実施基本計画の1/70を変更)						
手取川 (石川県)	1/100	鶴来	6000	5000	1000	1967年
柳田川 (三重県)	1/100	向部橋	4800	4300	500	1968年
肱川 (愛媛県)	1/100	大洲	6300	4700	1600	1973年
筑後川 (佐賀県等)	1/150	荒瀬	10000	6000	4000	1995年

河川整備計画の目標流量

	基準点	計画目標流量	想定洪水 既往第二位	ダム等洪水調節量	ダム等 (かっこは既設)
留萌川 (北海道)	大和田	1050	戦後最大	250	留萌ダム、大和田遊水地
多摩川 (東京都等)	石原	4500	既往最大	0	
大野川 (大分県等)	白滝橋	9500	戦後最大	0	
豊川 (愛知県)	石田	4650	戦後最大	550	設楽ダム
沙流川 (北海道)	平取	4300	戦後最大雨量による想定最大洪水	1000	(二風谷ダム)、平取ダム
最上川 (山形県)	両羽橋	7600	戦後最大	600	(寒河江ダム、白川ダム)、長井ダム
中筋川 (高知県)	磯ノ川	1000	戦後最大	360	(中筋川ダム)、横瀬川ダム
(中筋川の基本高水流量 1200 計画規模 1/100)					
狩野川 (静岡県)	大仁	3100	1/50洪水	0	

河川整備計画案の目標流量

	基準点	目標流量	想定洪水 戦後第四位	ダム等洪水調節量	ダム等 (かっこは既設)
由良川 (京都府等)	福知山	3700	1/20~1/30洪水	0	
白川 (熊本県)	代経橋	2300	既往最大	300	立野ダム、黒川遊水池群
荒川 (新潟県等)	花立	7500	戦後最大	1000	(大石ダム)、横川ダム
肱川 (愛媛県)	大洲	5000	戦後最大	1100	(野村ダム、鹿野川ダム)、山鳥坂ダム

表2 ダム等審議委員会のその後

事業名	委員会の結果	答申の内容	その後の状況
沙流川総合開発(北海道)	最終答申	二風谷ダム推進、平取ダム見直し	二風谷ダムは1997年度完成、平取ダムは調査中。苦東開発の破綻に伴って工業用水道が中止されるため、平取ダムは新規利水がなくなり、特定多目的ダム法に基づく多目的ダムとして成り立たなくなるはずであるが、二風谷ダム(新規利水：水道、かんがい、工業用水)と一体の事業であることを理由に多目的ダムとしての成立要件を満たそうとしている。沙流川の河川整備計画が沙流川流域委員会の了承を得て2002年7月に策定された。住民団体の反対の声を押し切って、治水対策に平取ダムの建設が盛り込まれた。
小川原湖総合開発(青森)	意見提出	小川原湖の淡水化計画撤回、治水事業は継続、利水は代替案を検討。	むつ小川原開発の破綻に伴って、水道、工業用水道、土地改良事業とも撤退を表明。水道は小川原広域水道企業団を解散。2002年11月の事業評価監視委員会を経て中止が決定。淡水化計画は中止し、治水事業として湖岸堤の建設は進めることになっている。
渡良瀬遊水池総合開発Ⅱ期事業	最終答申	事業中止	2003年度から中止
宇奈月ダム(富山)	最終答申	事業推進	2000年度に完成
矢作川河口堰(愛知)	最終答申	事業休止	2001年度から中止
徳山ダム(岐阜)	最終答申	事業推進	工事中
足羽川ダム(福井)	最終答申	足羽川にダムは必要だが、現計画は不適当	福井県工業用水道、福井市水道とも撤退し、新規利水はなくなった。当初計画に代わって部子川ダム計画が九頭竜川流域委員会にかけられることになった。部子川ダム計画は部子川以外に4支川の洪水をトンネルで導水して貯留するという余り例のない方式であり、且つ、事業費が当初計画の2～3割増になるので、実現性は薄いと考えられる。
苫田ダム(岡山)	最終答申	事業推進	工事中
吉野川第十堰(徳島)	最終答申	事業推進	住民投票で自紙へ。徳島県知事が中止を表明
川辺川ダム(熊本)	最終答申	事業推進	本体工事前でストップ。
成瀬ダム(秋田)	最終答申	事業推進	調査中
高梁川総合開発(岡山)	最終答申	事業推進	2002年10月に岡山県が水安定供給の目処がたったとして、柳井原堰の中止を申し入れ、2003年度から事業中止となった。(高梁川総合開発の内容は柳井原堰の建設、小田川との分離堤の建設等である。)
紀伊丹生川ダム(和歌山)	最終答申	事業推進	2003年度から中止
細川内ダム(徳島)	木頭村の反対で委員会設置なし		2001年度から中止

表3 中止になったダム事業（国土交通省関連）

1997年度から	2001年度から	2002年度から
〔直轄事業〕 日橋川上流総合開発（福島） 稲戸井調節池総合開発（茨城） 〔補助事業〕 水原ダム（福島） 伊久留川ダム（山形）	〔直轄事業〕 川古ダム（群馬） 印旛沼総合開発（千葉） 江戸川総合開発（東京） 荒川第二調節池総合開発（埼玉） 木曾川導水（愛知） 矢作川河口堰（愛知） 細川内ダム（徳島） 矢田ダム（大分） 猪羊田ダム（大分） 高遊原地下浸透ダム（熊本） 〔公団事業〕 平川ダム（群馬） 思川開発の大谷川分水（栃木） 〔補助事業〕 松倉ダム（北海道） 長木ダム（秋田） 北本内ダム（岩手） 新月ダム（宮城） 久慈川ダム（福島） 緒川ダム（茨城） 小森川ダム（埼玉） 片貝川ダム（富山） 大野ダム（埼玉） 追原ダム（千葉） 芦川ダム（山梨） 羽茂川ダム（新潟） 大仏ダム（長野） 飛鳥ダム（奈良） 関川ダム（広島） 中部ダム（鳥取） 木屋川ダム（山口） 多治川ダム（香川） 寒田ダム（福岡） 轟ダム（長崎） 白水ダム（沖縄） 黒沢生活貯水池（岩手） 正善寺生活貯水池（新潟） 池川生活貯水池（富山） 大村川生活貯水池（三重） 桂畑生活貯水池（三重） 手洗生活貯水池（宮崎） アザカ生活貯水池（沖縄） 渡嘉敷生活貯水池（沖縄） 中野川生活貯水池（新潟） 山神生活貯水池再開発（福岡） 赤木生活貯水池（熊本） 竹尾生活貯水池（山口） 北松野生活貯水池（静岡） 丹南生活貯水池（兵庫） 〔補助事業〕 松倉ダム（北海道） 長木ダム（秋田） 北本内ダム（岩手） 新月ダム（宮城） 久慈川ダム（福島） 緒川ダム（茨城） 小森川ダム（埼玉） 片貝川ダム（富山） 大野ダム（埼玉） 追原ダム（千葉） 芦川ダム（山梨） 羽茂川ダム（新潟） 大仏ダム（長野） 飛鳥ダム（奈良） 関川ダム（広島） 中部ダム（鳥取）	〔補助事業〕 外面ダム（福島） 百瀬ダム（富山） 宮川内谷川総合開発（徳島） 雄川生活貯水池（群馬） 笹子生活貯水池（山梨） 片川生活貯水池（三重） 美里生活貯水池（和歌山） 黒谷生活貯水池（徳島） 2003年度から 〔直轄事業〕 渡良瀬遊水池総合開発Ⅱ期事業（栃木等） 清津川ダム（新潟） 紀伊丹生川ダム（和歌山） 高梁川総合開発事業（岡山） 〔公団事業〕 栗原川ダム（群馬） 〔補助事業〕 浅川ダム（長野） 下諏訪ダム（長野） 湯道丸ダム（富山） 黒川ダム（富山） 伊勢路川ダム（三重） 南丹ダム（京都） 中山川ダム（愛媛） 大谷原川生活貯水池（茨城） 大原川生活貯水池（岡山） 2004年度から 〔直轄事業〕 土器川総合開発（香川） 座津武ダム（沖縄） 〔公団事業〕 戸倉ダム（群馬） 〔補助事業〕 東大芦川ダム（栃木） 佐梨川ダム（新潟） 北海ダム（北海道） 磯崎ダム（青森） 釈迦院ダム（熊本） 高浜ダム（熊本）
1998年度から		
〔補助事業〕 日野沢ダム（岩手） 乱川ダム（山形） 満名ダム（沖縄） 明戸生活貯水池（岩手） 芋川生活貯水池（新潟） 仁井田生活貯水池（高知）		
1999年度から		
〔補助事業〕 白老ダム（北海道） 丸森ダム（宮城） 河内ダム（石川） 所司原ダム（石川） トマム生活貯水池（北海道） 梅津生活貯水池（長崎） 七ツ割生活貯水池（熊本）		
2000年度から		
〔直轄事業〕 千歳川放水路事業（北海道） ただし、河川事業		

水源開発問題全国連絡会 会則

1. (名称) 本会の名称は「水源開発問題全国連絡会」(略称＝水源連)とする。
2. (事務所) 事務所を東京に置く。
3. (目的) 本会は下記の3つを本会の目的とする。
 - 互いの情報交換を密に行って、それぞれの運動を支援する。
 - 水源開発事業の欺瞞性を大きくアピールして、世論を喚起する。
 - 力を結集して、国土交通省などと交渉し、水源開発の見直し、中止を求める。
4. (活動) 本会は目的達成に向け、以下の活動を行う。
 - 科学的検証に基づくダム反対運動の支援。
 - 情報の交換と発信。
 - 主としてダム関連の政策提案。
 - 行政および議会等に対する働きかけ。
 - 海外のダム反対運動との連携。
 - その他
5. (会員) 本会の会員は、本会の目的に賛同し、会費を納める個人・団体とする。
6. (会費と会計年度)
 - 個人年会費は3000円とする。
 - 団体年会費は一口5000円とする。
 - 会計年度は11月1日から翌年の10月31日とする。
7. (総会)
 - 年に1回開催し、1年間の本会の方向性を決める。
 - 必要に応じ、臨時総会を開催する。
8. (役員)
 - 代表ほか必要な役員を設ける。
 - 任期は1年とし、再選を妨げない。
 - 総会で選出する。
9. (事務局)
 - 総会で確認された方向性に基づき、運営を行う。
 - 事務局は有志により構成する。
 - 事務局会議は月1回の定例会と、臨時会がある。
 - 事務局に会計を置き、総会において、会計報告を行う。
10. (世話人)
 - 世話人は事務局と協力して、本会の目的達成のための活動を行う。
 - 世話人は各団体会員から推薦された者と個人会員有志があたる。
 - 世話人と事務局で世話人会を年に1回以上開催する。
11. (本会則の施行) 本会則は、2003年11月23日より施行する。

岩畑氏の不当告発に抗議し、告発取下げを求める

水源開発問題全国連絡会第一〇回総会決議文

二〇〇三年十一月十八日、四国地方整備局長は岩畑正行氏を「公務執行妨害」「傷害」を理由として大洲警察署に刑事告発した。このことはまったく不当なことであり、強く抗議する。

四国地方整備局が多くの住民からの反対を無視し、十月三十一日、肱川流域委員会発足を強行開催した。住民は当日、この強行開催に抗議し、同委員会の正常化を求めた。四国地方整備局はこの抗議と、正常化を求める住民の叫びをまったく無視し、同委員会の発足を強行した。会議室内で、自らが務めている紀の川流域委員会委員としての経験を踏まえて、肱川流域委員会発足に至る経緯の問題点、流域委員会のしかるべきあり方の説明を試みた岩畑正行氏に対して、四国地方整備局は退去命令を出すと同時に、職員に同氏の強制排除を命じた。この強制排除をもって、同氏を「公務執行妨害」「傷害」で告発したのである。

四国地方整備局のこの間の一連の動きは何を意味しているのか。

その一つは、「山鳥坂ダム反対住民の声を聞かない」、ということであり、「山鳥坂ダム反対運動の分断、孤立化」を狙った、「山鳥坂ダム反対運動への弾圧」である。

その二つは、「住民の意思を無視した形での流域委員会発足が合法」であることの宣言である。

これらはすべて、「行政に文句を言わせない」「自分たちのペースに逆らうものは罪人に仕立て上げる」という四国地方整備局の強い意思表示である。

私たちはこのような四国地方整備局の対応を許すことはできない。

川のあり方は流域住民の意思を反映させてこそ決まっていくものである。このことは一九九七年の河川法改正の主眼である。

すなわち、河川法第一六条の二は、河川整備計画の策定方式として、流域住民の意見を聞くことも明記している。流域住民の声の聞き方として、「いわゆる公聴会を開き、聞き置くだけ」というものになってしまうことを危惧した流域住民が、「肱川流域委員会に住民を参加させよ」、「流域委員会では山鳥坂ダム建設を前提におかず、白紙から論議をはじめよ」という要求は、まさに河川法第一六条の二に盛り込まれている精神そのものである。

よって、次の二点を要請する。

1. 四国地方整備局は河川法第一六条の二を自ら無視していることを厳しく反省すると共に、「公務執行妨害」「傷害」とした岩畑正行氏の告発を直ちに取下げ、取り下げを要求する。
2. 四国地方整備局は肱川流域委員として流域住民を公募するなど、同委員会の正常化をはかること。

二〇〇三年十一月二十三日

水源開発問題全国連絡会総会参加者一同

総会での各地からの報告

清津川 三橋

昨年は中里村においでいただきありがとうございました。現地は、魚野川への秒6トンの分水を返してもらうことや合併問題等でごんばっていて参加出来ずよろしくとのことでした。湯沢町三俣の生活再建計画は、ダム推進派が個人補償・反対派が各民宿への温泉配管などのインフラ整備という違ったトーンの2団体の要求があったが、町は個人補償はなじまないとの見解でダム反対派のインフラ整備を中心に話が進んでいる。飯豊山系の奥胎内ダムは、国立公園第1種保護区内に初めて計画され着工されたものです。過去の土石流による死者と堤防が剥がれたのを決壊と言い、それを口実に計画が進められてきました。工事用道路に続き、平成13年から転流工事が始められている。貴重な保護区域を水没をさせない運動で皆さんの協力で中止させたいのでよろしくお願いします。

思川開発を考える流域の会 藤原

水資源公団（現、水資源機構）の計画で思川開発計画とありますが中身は南摩ダム計画です。小川にダムを作る計画で、貯めやすい土地だが水はないので、当初栃木県鹿沼市の大谷川から20キロの導水管計画で1億トンのダムを計画した。今市市の反対で計画を六千トンに変更した。さらに大谷川2千トン、大芦川2千トン、南摩川千トンの5千トンの計画に変更になっている。

三年前の知事選で当時今市市長がダム反対の立場で立候補。私たち市民運動もダム反対の立場で支援を行い小差で当選した。しかし、知事当選後事業継続へ立場を変えてしまった。現地では2戸が立ち退き拒否を行っておいる。千葉の導水計画については水あまりでもあるので監査請求等も行い反対運動を行っている。

思川開発事業を考える会 高橋

費用対効果の分析をやっているが、国交省は非常に巧妙に数字をごまかしているのでは是非そうしたことに気をつけて対応して頂きたい。

知事は、東大芦川ダムはやめるが、南摩ダムはやるという立場。しかし、反対運動が弱まれば又東大芦川ダムもやり出す可能性が高い。民主党が反対の立場になったことで議会内の反対派が増えている。推進県議は半数に減った。

事業者側の南摩ダム建設の方針は強固になってきているが、南摩ダムを止めないと東大芦川ダムも復活するおそれがあり、南摩ダムも中止に追い込みたいので反対運動を強めて行きたい。

ハッ場ダムを考える会 飯塚

先日ハッ場ダムの事業費が2100億円から倍以上の4600億円にふくらむことが明らかにされ、群馬県や埼玉、千葉、負担金も大幅に増えることが明らかになった。群馬県などはその負担増には耐えきれないとを明らかにしてきており、私たちの運動は重要な時期になっている。

50年来のダム計画は地元や当時の社会党県本部などの根強い運動もあって、中曽根・小渕・福田といった歴代首相の力をして進まなかったが、その後現地が補償交渉に応じ、2年前には補償基準が定められ川原湯温泉など340戸の移転が進められようとしている。しかし、地権者と違った立場の「借家借地人組合」からの異議申し立てや、地元地権者有志による「現地再建方式」という保証の進め方についての国交省の不誠実な対応への抗議が出るなど新たな動きが見られる。私たちも6年前に全国のダム反対運動の高まりのなかで新たな運動として活動を行ってきたが現地の人たちとの一定の交流もようやくできはじめている。

イヌワシの保護問題も含め住民の生活を守る運動を進めて行きたい。来年は利根川、多摩川、荒川を結ぶ水フォーラムを大宮で行うなどして運動を計画している。

徳島 猪又

那賀川の細川内ダム、吉野川第十堰可動堰の計画は、全国の協力で一度は完全中止になったが自治省上りの新知事となり、このところ吉野川可動堰について最近しきりに復活を記者会見等で話している。那賀川の方は、一度中止になったダム計画を流域委員会の中で国が決めた中止を国自身が覆す動きを見せている。

一昨年、国交省が流域委員会づくりに動き出し、徳島大学工学部の元建設省河川研究所にいた御用学者ら3人を準備委員として流域委員の人選を委託した。公正を期すと称して公募、作文審査を行った。応募者の中には元木頭村長の藤田さんや私などもいたが、「論議の公正を期す貯め、過去の運動にかかわった人間は全てはずす」ということで応募17名全員が認められなかった。

その準備委員の事務局は能率協会が行っていた。その後、再度公正に選考したと言って委員が選任されたが、女子高校生や自転車やさんなど全くの地元の一般の人だった。実はその人選は地元役場や商工会などの紹介によるものだったが、そのため地元の事情としては身近な一般の人を批判しにくく、彼らと確執をどうやって緩和しつつやっていくかと言うことでジレンマに陥っている。また上流と下流には江戸時代からの木材出荷にからむ歴史的な利害の対立がありそれも国交省は利用してダム計画や堆砂処理計画を進めようとしており苦慮している。肘川流域委員会にかかわらず流域委員会を都合良く使われることに対策を検討してほしい。

ストップザ苦田ダム 南條

本体完成、付け替え道路も完成 2004 年度完成に向け、周辺整備が残るのみになっている。

厳しい行政圧迫切り崩しの中で奥津町民が反対から容認へ変わっていった。たった3回のダム審のお墨付きの中で工事開始。2000人が立ち退き後、土地共有者に対して土地収用がかけられてきた。ずさんな治水利水を共有者が追求してきたが収用委員会はそれらの議論を認めず、土地境界の問題が不明確なまま収用委員の審理打ち切りを行った。私たちは抗議、再開を求める。

協力感謝金返還訴訟の判決は行政行為の追認であった。二つ目の岡山広域水道企業団についての貸し付け金賠償訴訟はこの12月結審の予定になっている。

3つ目の事業認定取り消し訴訟は、この11月から集中審理が行われています。11月12日には二人の被告側証人尋問が行われ、国交省の棚橋環境研究部長はこれまでの治水の考え方をなぞるもので目新しいものはありませんでした。県職員もこれまでの治水基本計画などについて証言しました。その内容はこれまでの県の主張を繰り返すものだった。12月には反対尋問、原告・被告それぞれの証人尋問が予定されています。岡山地裁は年度内結審を目指しているものと思われる。

こうした中で次の戦いへ向けて12月13日に苦田ダム討論集会を計画している。

川辺川ダム 緒方 木本

工事は本体着工を残すのみ。数戸を残して移転完了している。

塩谷知事に代わってから住民討論集会が始まり継続中である。収用委員会、県民集会も水源連の協力も得てこれまで取り組んできている。

5月に治水裁判勝訴で基本計画の見直しへと進むかと思ったが、国はそう簡単には引き下らない。ダムによる新たな治水計画を含めた新たなダム推進の動き。県主導の53カ所での集落単位の農家との意見交換集会が続いている。農水省と治水弁護団農家が半々で説明を行う異例の集会が集落単位で続いている。県のアンケートの結果、川辺川ダムの水を必要とする農家はわずか4%にすぎないことがわかってきている。

漁協の執行部は推進派に握られているが漁業権の問題は推進派の思うようにならず1年半経過、治水裁判判決で新たな治水計画が出るまで収用委員会は中断している。

当面、本体着工は困難になっており、県が中に入って住民の声を聞き、新治水計画策定を模索している。農家の3分の2の支持を得たダムを含めた計画策定は、困難な状況になっている。

3月に知事選もあるが、塩谷知事の対抗馬は難しいかと思われる。

これまで県民討論集会の中で流域委員会も含めて今後やることを考えて来たが今日の話を聞いていると、それでは危ういかも知れない、県独自の組織での対応も必要かと考えている。

内海ダム 櫛本、石井

内海ダムは別当川という全長4キロの川に447メートルの堰堤を作る。幅が奥行きより広いという異常なダム計画になっている。380mmが30年1回の雨量ということになっていたが、昭和58年に一日758mmという雨が降りこれをもとにダムが計画されて来た。これは400年から500年に1度の確率でしかないものにこのダムが計画されているもの。

中坊先生が内海ダムも豊島問題も同じだといっていた。私たちの立木トラストは1000本越えるものとなっている。対抗して推進派は町会等を利用した強引な推進署名活動を行い6000以上集めたり推進決起大会開催等を行っている。私たちは公開討論会による問題の整理を提案しているが町は応じてこない。由緒ある国立公園寒霞渓の景観を壊すダム計画を辞めさせていきたい。

自分たちの川は自分たちであり方を決めるということでやっていきたい。

徳山ダム建設中止を求める会 近藤

この間岐阜県での運動から名古屋でのシンポジウムの成功を起点に新たな「徳山ダムをやめさせる会」発足させて運動を広げてきている。

8月8日に水資源機構は1010億円という巨額の事業費増を公表し大きな問題になっている。フルプラン見直しとの整合性や事業評価監視委員会との関わりなどもあるが単純には承認できない金額なので岐阜県などがどのように負担増に対応するのか注目している

3つの裁判の判決が12月26日に予定されているが、こちらも注目して頂きたい。

水機構の事業撤退ルールは、ひどいものだが状況によっては力関係で撤退させるよう使うしかない。

堤体95パーセント完成という苦しい状況だが、たとえ工事が進んだものでも止めるという運動としてがんばって行きたい。

水と森と平和の声 岩畑

紀ノ川流域委員会では昨年5月15日に紀伊丹生川ダムを中止に追い込んだわけですが、近畿地整は淀川流域委員会のほうで委員会の見解を無視したような動きをしているのでその問題にも発言をしている。その問題意識が10月31日の肱川流域委員会のあり方に対する私の発言と言うことに繋がっていった。

相模川キャンピングシンポジウム 氏家

相模大堰問題は残念ながら堰自体は完成し運用されていて、裁判闘争を継続してきた。それも今年7月に上告棄却となり終了しました。一審判決では計画の過大性がかなり指摘されるなど一定の成果がありました。平行して行ってきた神奈川県、神奈川県広域水道企業団との話し合いは現在も継続しており、運用の問題点の指摘などチェックを行っている。堰の運用は毎秒15トンの当初の計画に対して毎秒3トンしか使われておらず、私たちの提起した下流の寒川取水堰の活用で十分なものだと言うことが証明された。今後も運用のチェックを行いゲート開放を要求していく。

事務局国際関係担当 氏家

昨年の総会で配布した世界ダム委員会の報告の活用はなかなか出来ていないがうまく使えば有効な内容を含んでいるので是非活用してほしい。残り部数もあるので希望の方は連絡を。

11月28日から第2回世界ダム影響住民会議がタイのラッシサライダムの所で5日間行われる。世界中のダムに影響を受ける住民や反対運動のNPOから250人が参加予定。

日本からメコンウォッチ、FOE ジャパン、コトバンジャンダム支援関係者の参加がある。水源連からは木

原、氏家の他、川辺川の漁師吉村さん参加する。なかなか海外との連携は意義はわかってもそれぞれが抱えている問題で忙しい中では取り組みが難しいのが現状だ。今回はこれまでのような私一人ではなく3名で参加するのでうれしく思っている。今後も水源連だよりで情報を載せて行きますのでよろしくお願いします。

中村敦夫議員秘書 田中

公共事業チェックの会の事務局を担当しています。議員の会は今回の選挙で議員はへったが、川辺川利水訴訟弁護団副団長であった松野さんが当選したので心強く思っている。体制を立て直してこれまでのように水源連の資料請求や質問趣意書、来週の内海ダム関係者の上京へのバックアップなどこれまで通り活動は続けるのでよろしくお願いします。

全日本水道労働組合 久保田教宣部長

全国の水道、下水道、公営ガスの労働者で構成する労働組合の全国組織です。蛇口から森を考えダムを考えるという事で、勉強をし政策提言も行っている。安全な水を守り届けると言うことでともにやっていきたい。

東京水道労働組合 長瀬

全水道傘下の東京都の上水道・下水道労働者の組合です。全水道同様に水政策ということで連帯をしている。方針として水源連が掲げているような公共性というところで一緒にやっています。水を収奪する側に身を置いているが、ダム問題や自己水源問題を考えたり、学習会を行うなどして連帯をしていきたい。

国立市長 上原公子氏からのメッセージ

水源連総会参加の皆様

総会盛会のことと思います。今年こそは私も何とか出席したいと思っていましたが不自由な身の上で狭い国立からなかなか脱出できません。

地方分権と言うことが言われ、決定権が地方の主権者に移ったかのように期待はしたのですが、どうやら時計の針はまた逆回りをしそうな勢いに危機感をつのらせています。

思い起こせば、私の市民自治への執着はまさに、ダムという公共事業に名を借りた利権と政治権力に対して敢然と闘い続ける人々の姿との出会いでした。

今、国立市民の自治を守るために国との戦いを続ける立場になった私のゆるがぬ信念の原点は、水源連の皆様の生き様です。

真の豊かさを未だ本気で問い糺そうとしない国の構造を解体し、主権者である市民、住民こそが、まちのかたち国の行方を決める権利があることを主張し続けることの意味を改めて確認しなければならないと思います。

平和という唯一のよりどころすらゆらぎ始めたこの国ですが、決してあきらめない。7万人の国立市民の生命を預かりながら、私も必死の勇気を振り絞っていきたいと思います。

歴史を作ってきたのは為政者ではなく実は名もなき市民たちであったことはこれまでの史実が語っています。

水源連の皆様に心からのエールを送ります

酒井與郎さんのご逝去を悼む

水源連創立メンバーの一人であった福井の酒井與郎さんが去る 10 月に逝去されました。享年 81 才でした。

「足羽川ダム阻止全国地権者同盟」の会長として、ダム予定地の共有地運動を進め、足羽川ダム反対運動の先頭にたってこられた酒井さんの存在はまことに大きなものでありました。足羽川ダム審議委員会が 1995 年に発足すると、委員となった地元・美山町の藤田海三町長を酒井さんは支え続けました。審議委員会が水源連事務局の嶋津・遠藤を呼んで足羽川ダムの是非について意見を聞くという、他の審議委員会では例をみない勉強会を開いたのも、酒井さんの働きによるものでした。結局、審議委員会の答申は「足羽川にダムは必要だが、現計画は不適當」という、実質的に足羽川ダムの建設を困難にさせる内容になりました。ダム中止を明言する答申ではありませんが、この表現は多数派を占める推進委員との関係でやむをえないものでした。足羽川ダムを中止に近い状態に追い込むことができたのは、藤田町長の頑張り、「美山町ダム反対期成同盟会」および「足羽川の清流を愛する会」の力強い反対運動、そして、酒井さんの戦略とそれに裏打ちされた活動があったからです。

現在、九頭竜川流域委員会が開かれ、足羽川のダム問題も含めて議論が続けられています。公募の委員になられた酒井さんは、この委員会で足羽川ダムを完全に中止させると張り切っておられたのに、その結果を見ずに、遠くに旅立たれたことはまことに残念です。

今から約 10 年前の 1993 年の夏に、ハッ場ダム問題の調査見学会があつて、そのときに、酒井さん、矢山さん、原 豊典さんと事務局メンバーが話し合つて、ダム反対運動の全国的な連絡組織をつくろうということになり、その 11 月に水源連が発足しました。その水源連を酒井さんはずっと支え続けてくださいました。毎年、水源連総会では酒井さんは背筋を真っ直ぐに伸ばした姿勢で、大きな声で、自らの主張を真正面から展開され、いつも私たちを勇気づけてくださいました。その酒井さんが亡くなられたことは、本当にさびしい限りですし、水源連としても大きな戦力を失った思いがします。

ご冥福を心からお祈り申し上げます。

嶋津 暉之

遠藤 保男

河川整備に関する国土交通省との

意見交換会報告

12月25日、13:30～14:45 に、衆議院第一議員会館第3会議室で河川整備計画の策定に関して、国土交通省河川計画課河川計画調整室と意見交換会を持ちました。以下、その概略を報告します。

出席者

国土交通省河川局河川計画課河川計画調整室 岡村次郎課長補佐

長浜町をまじめに考える会

中野

肱川の清流と自然を守る大洲の会

大野

肱川水と緑の会

池田、古久保

大洲市の住民投票を実現する会

有友

愛媛県議会議員

阿部、佐々木、成見

東京海洋大学

水口

水源開発問題全国連絡会

岩畑、氏家、遠藤、佐藤、嶋津

衆議院議員

佐藤謙一郎

意見交換の概略

佐藤議員： 本会開催の経過説明。

計画調整室の稲田室長に「河川整備計画策定への住民参加について話し合いたい」と話したところ、同意を得られた。しっかりとやりたい。

住民サイド：この意見交換会を別紙1にそった形で位置づけ、進行したい旨を提案。

佐藤議員：責任者である稲田氏が欠席なので今日は結論を出せないで、私の方で稲田氏に話すことにしたい。

住民サイド：この日の具体的議題として、別紙2を提案。この間の肱川流域委員会の経緯と四国地方整備局の対応について説明。

岡村：河川法第16条の2の第3項は学識経験者の意見を聞くことを定めている。これを肱川では流域委員会としている。学識経験者の構成は川ごとの特性に応じ、地方整備局で決めている。流域の首長は川の特性に詳しい人ということになるので、今回の構成に問題はない。

住民サイド：平成9年5月7日の建設委員会（衆議院）議事録では、学識経験者について次のように河川局長が答弁している。「それぞれの河川の特性あるいは流域の特性をできるだけ反映できるように幅広く、河川工学や自然環境の専門家等に限ることなく、これまたいろいろな幅広い観点から学識経験者をお願いする・・・」この解釈を基に、流域住民を「川の特性に詳しい学識経験者」として流域委員の一員としている流域委員会が多々ある。

住民サイド：紀の川流域委員会、淀川流域委員会を紹介。肱川流域委員会はダム推進を目指すもので、ダム等審議委員会の流れでしかないことを指摘。住民の意見の反映手法につい



て質問。

佐藤議員：稲田氏は「肱川では流域委員会の場以外で、住民の意思を聞く場・反映させる場をつくることを考えたい」と言っていた。

岡村：第 4 項（必要があれば住民の意見を聞く）については、四国地方整備局の方で色々なツールを考えていると聞く。

住民サイド：「ただ住民の意見を聞くだけでは意味がない。住民と行政が対等に議論しあう場を確保することが最も大切」と指摘。

住民サイド：河川法第 16 条の 2 の第 4 項（必要があれば住民の意見を聞く）と第 3 項（必要があれば学識経験者の意見を聞く）とでは位置づけがまったく異なり、前者は住民の意見を聴きおくだけ、後者は住民が議論を行えるという根本的な相違点がある。

水口：流域委員会に漁業関係者も入っていないことを指摘。（肱川漁協は山鳥坂ダムに強く反対している）

岡村：漁業関係者のことについては、今は分からないので、返答できない。

住民サイド：世界ダム委員会勧告の紹介（資料 3）と、その視点からの四国地方整備局の問題性の指摘

ここで時間切れとなり、以下をもって、まとめとした。

- 1 本省から四国地方整備局へ以下のことを伝える。
 - 住民からの要請に対しては必ず回答すること。
 - 住民の意見を丁寧に聞くこと。
- 2 住民サイドはその後の四国地方整備局の対応を佐藤議員に報告する。

意見交換会終了後、これからの活動について出席者で話し合いを行い、当面の活動として、以下のことを決めました。

地元において、四国地方整備局に以下の要請を行う。

- 流域委員会において山鳥坂ダム反対派の資料配布を認めること。
- 流域委員に漁業者を加えること。
- 流域委員に住民を加えること。

四国地方整備局の対応を具体的に佐藤議員に報告し、それに基づいて、佐藤議員が再度の意見交換会を稲田氏に呼びかける。

治水の解析結果をコンパクトにまとめて流域委員会に提出する。

流域委員会の各委員に対して当方の説明を行う。

- ① 四国地方整備局に対して、公開討論会への出席を求める。
- ② 大洲で 1 月 10 日に開く治水の勉強会を有効に活かしたい。

以下、別紙 1

2003 年 12 月 24 日

国土交通省河川局局計画課
調整室長 稲田 殿

水源開発問題全国連絡会
共同代表 嶋津暉之
遠藤保男

「河川法第 16 条（河川整備基本方針）および 同条の 2（河川整備計画）に関する国土交通省との話し合い」について

佐藤謙一郎衆議院議員のご尽力で、12 月 25 日 13:30～14:30 に衆議院第一議員会館第三会議室で開催されることになった、貴殿との話し合いの議題についての当方の考えを記します。

当日の話し合いでは、以下の件を議題としたいと考えます。

1. この「話し合い」についての基本事項の確認

1) 話し合いの目的

- 河川法の改正の目的とされた、住民参加の保証
- 16 条の 2 の第 3 項、第 4 項、第 5 項の相互関係
- 河川整備計画と河川整備基本方針との相互関係
- 河川工事実施基本計画と河川整備計画との関係（河川整備計画策定の遅れ）
- その他

以上、5 点について、実態を検証しつつ、改善の方向を探ることを目的とする。

2) 話し合いの進め方

- 相互の意識の共有化、理解をはかるため、継続的に話し合いを持つ。

3) 運営

- 佐藤謙一郎事務所の大野氏に仲介の労をとっていただく。
- 話し合いの日時、議題については、事前に調整する。

2. 事例として、肱川流域委員会問題

3. その他

4. 次回の議題と日程

以下、別紙 2

本日（03、12、25）の議題についての提案

◎ 流域委員会のあり方について

肱川河川整備計画策定をめぐる「肱川流域委員会」の発足は、新河川法の住民参加の

理念、また条項の上からも、異常なものと言わざるをえません。「肱川流域委員会」の構成は、推進協議会のメンバーの市町村長である7人、学識経験者7人の委員であります。強行発足させた肱川流域委員会の構成とは、国交省各地整の水系流域委員会(16条の2の運用)の中でも突出した「悪いもの」であり、国土交通省の歴史的汚点であると言えます。

河川法16条の2は、河川を守り、自然を守り、暮らしを守ろうとした多くの住民・市民の運動の成果として設けられた一住民参加の道を開いた一ものです。ゆえに同条第4項は、「関係住民の意見を反映させる」ことに力点を置いて解釈・運用すべきものです。ところが貴局・貴省はこの趣旨を踏みにじり、「川は河川管理者のもの」「まずダム建設ありき」という時代錯誤を全面展開して「肱川流域委員会」を立ち上げたのです。賛成派・反対派を含む住民を完全に排除した流域委員会であり、大洲市長からも住民を入れるよう発言や申し入れが行われたものであります。

山鳥坂ダムの治水効果は、測定誤差の範囲内にしかありません。850億円かけて建設するダムの治水効果では到底ありません。また、肱川の既設ダムによる環境汚染については、一切説明されていないのであります。山鳥坂ダム建設のためとも言える「肱川流域委員会」は、河川法の適法性、合法性を欠くものであります。肱川流域委員会の正常化のため、下記の三点を要望します。

- ① 委員の公募枠を設定し、流域住民の参加を認めること。
- ② ダムを造らない選択肢も議題に入れ、整備計画を議論すること。
- ③ 傍聴席からの発言を認め、これを公正に審議すること。

◎ 岩畑氏の告発について

住民を排除したままの第1回「肱川流域委員会」において、四国地方整備局は、抗議した岩畑氏を公務執行妨害・傷害で刑事告発したのであります。しかし、公務執行妨害罪の構成要件として、「職務執行が適法ないし合法であることを要する」ものとされるが、貴局・貴省の開催した流域委員会は、河川法第16条の2に反するものであります。「肱川流域委員会」は河川法の理念および条項の合法性を欠き、不当なものであります。そこで私たちは、岩畑氏の刑事告発の取り消しを求めます。

長浜町をまじめに考える会
肱川の清流と自然を守る大洲の会
肱川水と緑の会
大洲市の住民投票を実現する会

会長 中野茂明
代表 大野新策
会長 池田亀菊
代表 玉岡政廣

連絡先 愛媛県大洲市菅田町菅田乙496 有友正本

TEL, FAX 0893-25-5805 Eメール ari@snow.odn.ne.jp

以下、別紙3

世界ダム委員会勧告から見た

ダム開発の意思決定過程における住民参加について

2003年12月16日
水源開発問題全国連絡会

ダム開発は世界各地で数多くの論争を巻き起こしてきました。このため、政府機関、産業界、学界、非政府組織(NGO)などの多様な利害関係者から組織された中立な「世界ダム委員会(WCD)」が設立されました。同委員会は、世界規模で中立的な大型ダムの調査を行ない、世界ダム委員会(WCD)最終報告書を2000年11月に発表しました。

この報告書の中で、世界ダム委員会は、ダム開発の意思決定のための勧告やガイドラインを示しました。以下に、「ダム開発の意思決定過程における住民参加」に関わる項目について示します。

世界ダム委員会による戦略的優先事項によれば、ダム開発は社会の支持を得ながら進められるべきであり、社会の支持を得るためには、開かれた透明な意思決定プロセスに全ての利害関係者が情報を得た上で参加する事が必要であるとしています。

(添付資料1 : 戦略的優先事項1 : 社会の支持を得る より)

また、世界ダム委員会のガイドラインでは、「協議による意思決定プロセス」が提言されています。

- ・ 協議プロセスは、すべての利害関係者が、決定を左右する機会を平等に与えられた中で行なわれなければならない。

- ・ 利害関係者フォーラムの代表は、自由な選出プロセスを通じて選ばれ、すべての利害を正当に代表することが保証されること。

(添付資料2 : 実践のためのガイドライン より)

日本では、ダム開発計画等は、河川整備基本方針・河川整備計画の中で決定され、河川整備計画は流域委員会における協議を通して策定されることになっています。流域委員会における河川整備計画の協議は、世界ダム委員会が指摘する「協議による意思決定プロセス」に該当します。

よって、世界ダム委員会の勧告に従えば、流域委員会は「開かれた透明な意思決定プロセス」である必要があります。また、流域委員会へは「全ての利害関係者の代表が参加」する必要があります。

肱川流域委員会の委員構成に見られるように、ダム建設に懐疑的な住民の代表を委員に加えない様な委員会の運営は、世界ダム委員会の勧告・ガイドラインから大きく外れていると言わざるを得ません。社会の支持を得た河川整備を進めるために、流域委員会に住民の代表が委員として参加することが必要不可欠です。

以 上

添付資料1 : 戦略的優先事項1 : 社会の支持を得る

(参照 : 世界ダム委員会報告書「Dams and Development」p215、WCD 市民ガイド p55)

主な狙い

主要な決定において社会の支持を得ることは、公平で持続可能な水およびエネルギー資源開発に不可欠なものである。影響を受ける人々の集団、特に先住民族および部族民、女性、その他社会的弱者の権利を確認し、リスクに取り組み、権利を擁護することから支持は生まれる。使用される意思決定プロセスとメカニズムは、すべての集団が情報を与えられた上で参加することを可能にし、主要な決定において明白な支持を得られる結果を生む。事業が先住民族、部族民に影響を与える場合、そのようなプロセスは自発的で事前の情報に基づいた合意によって進められる。

戦略的優先事項の効果的実行のために適用すべき方針原則

1. 権利の確認とリスクの評価は、利害関係者を特定し、エネルギーおよび水資源開発に関わる意思決定に参加させる上での基本である。
2. 情報を得た上での意思決定プロセスへの参加を可能にするために、情報へのアクセス、法的その他の援助をすべての利害関係者、特に先住民族、部族民、女性、その他社会的弱者が利用できる。
3. あらゆる主要な決定に対する社会の明らかな支持は、開かれた透明なプロセスで協議を行ない、合意を形成することで得られる。このプロセスは、すべての利害関係者が情報を与えられた上で参加し、誠実に行なわれる。
4. 先住民族、部族民に影響を与える事業に関わる決定は、公式および非公式の代表団体を通じて、自発的で事前の情報に基づいた合意によって進められる。

添付資料 2： 実践のためのガイドライン

(参照：世界ダム委員会報告書「Dams and Development」 p276、WCD 市民ガイド p52)

WCD は、報告書で概説した意思決定プロセスの応用を支援するために、26 のガイドラインを提案しています。協議による意思決定、自発的で事前の情報提供に基づく同意、戦略的影響評価に関するガイドラインは、以下に要約を掲載します。

協議による意思決定プロセス

協議プロセスは、すべての利害関係者が、決定を左右する機会を平等に与えられた中で行なわれなければなりません。以下は公正な協議プロセスが備えるべき条件です。

1. 利害関係者フォーラムの代表は、自由な選出プロセスを通じて選ばれ、すべての利害を正當に代表することが保証されること。
2. 地域社会が分断されたり強要を受けたりしないことが保証され、地域社会における誠実なプロセスが確保されること。地域社会は、その権利が尊重されていないとき、あるいは脅迫を受けたときには、プロセスから撤退してもよい。
3. 評価、協議、参加のために十分な時間が利害関係者に与えられること。
4. 先住民族、部族民から、事前の情報提供に基づく同意を得るにあたり、紛争を解決する特別の措置をとること。
5. 政治的あるいは経済的に弱い立場にある、または技術面での専門知識を欠く利害集団が、プロセスに効果的に参加できるように、十分な財源を用意すること。
6. 情報公開の基準を明確にする、主要な文書を翻訳する、討論を地元住民が理解できる言語で行なうことなどにより、透明性を確保すること。
7. 要求があれば、利害関係者の合意の上で選任された進行係や調停者の補助を得て協議を行なうこと。

プロセスの正当性を確保するため、利害関係者がなすべきことは次のとおりです。

1. 適切な意思決定の構造とプロセス、および紛争解決メカニズムについて合意する。
2. 問題になっている利害と共同体の正当な要求をはっきりと確認することに合意する。
3. 考えられる代替案に確実に十分な考慮がなされるようにする。
4. 意思決定プロセス中の主な節目についての時間枠に合意する。

上記のような誠実な協議によっても合意が得られない時、協定した独立紛争解決メカニズムを開始します。解決がみられない場合、国が最終的な調停者としての役割を務め、司法審査に付します。

内海ダム立木トラスト運動賛同者募集

今回の第10回総会を行った四国には香川県小豆島に計画されている内海ダム問題があります。この計画はその基本的なデータや目的に大きな問題があるだけでなくダム堤体の長さより奥行きが短いという非常に奇異なダム計画と言うことでも話題になっているところです。今回総会終了後事務局の遠藤保男、遠藤幸子、早川、佐藤と新潟から参加していた三橋さんの5人で大洲から小豆島へ渡り、現地を案内して頂

きました。丁度小豆島は紅葉の季節で、ことに景勝地である寒霞溪は多くの観光客でにぎわっていました。その寒霞溪直下で内海ダム計画が進行しているということでまずはその絶景の望める寒霞溪の展望台に案内して頂きました。右

手に広がる奇岩と紅葉、眼下には映画「24の瞳」のロケ地の岬や瀬戸内海を見下



ろすすばらしい所でした。

その海岸の平地から斜面が立ち上がって小さな既存のダムがあります。住宅地に隣接する既存の内海ダムの地震に対する危険性を指摘した住民の声から、その補修ということで始まった話がいつの間にか「内海ダム再開発」という名の別の大規模なダム計画にすり替わっていくというどこかでも聞いた話がこの内海ダム再開発計画です。河川改修で十分に対応可能な治水、島内の他のダムによってすでに必要性の無くなった上水道水源としての利水計画などまったく根拠の無いダム計画であることを現地の方から伺いました。また、貴重な寒霞溪の自然を破壊する上に住宅地に隣接しており移転対象の数戸以外にも堤体の直下でダムを背に生活することになる家屋も多く、反対の人たちの怒りがよくわかりました。

てくるあたり

また、ダムの立地条件という意味でも奥行きより間口が広いダムの形態で全く異常なダム計画となっており、300億円を越す見込みのダム建設費は。

現地の楠本さんら「内海ダム再開発事業と国立公園寒霞溪の自然を考える会」と「瀬戸内環境会議」の運動は現在立木トラスト運動を展開中で、すでに1000本を越えています。



私たちが行った当日も、瀬戸内環境会議のメンバーの人達が現地の方達と立木トラスト用の苗木作りの作業を行っていました。瀬戸内各地の銘木の種（ぎんなん、クルミなど）が大量に植えられ春からの立木トラスト運動のさらなる拡大の準備を行っているところでした。

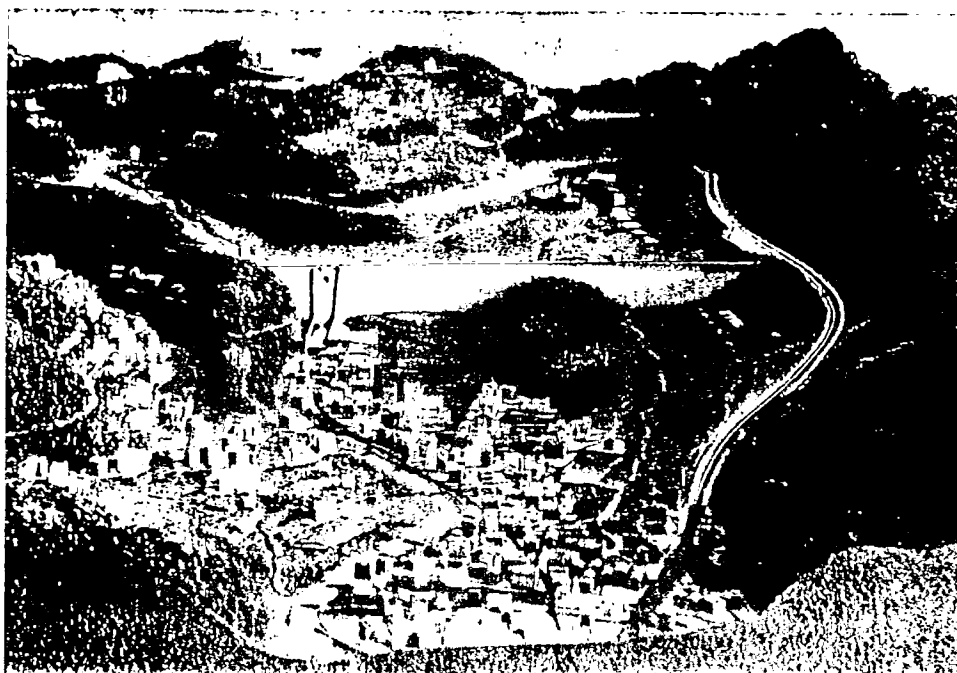
内海町などの推進派はこうしたトラスト運動の拡大など反対運動の強まりに神経をとがらせており、町内16の自治会などの自治組織を使った強引な推進署名運動を行い8割もの町民の署名を集めたり「町内総決起集会」を行うなど、反対運動に対するなりふり構わない圧力をかけてきています。内海町長は「公開討論」の呼びかけに対し拒否を続けておりあくまで推進を目指しているようです。

11月28日には現地から10数名の方が夜行日帰りのマイクロバスで上京され公共事業チェック議員の会中村敦夫議員、佐藤謙一郎議員らの仲介で国土交通省との話し合いを行いました。その中で現地から上京された皆さんは、治水、利水両面から計画の不当性を追求しましたが、本省職員ののりくらりとした対応に目の前に地図や写真を突きつけ激しく迫る場面もありました。

今回の水源連だよりには、現地からの要請で、香川県知事宛の葉書と立木トラスト運動参加への呼びかけ、振り込み用紙が同封されています。事務局としても是非多くの方の賛同を御願います。



概略計画による完成予想地形模型



(ダム計画地点下流からダム本体を望む)

平成15年3月

- * 地形模型の水面は、常時満水位（約48万トン貯水）の状態です。
- 洪水調節容量（約58万トン）は、この水位より上で確保されています。
- * 地元要望の環境スペースや地区内道路等は、現段階では、地形模型に反映されておりません。

国土交通省に「内海ダム再開発の中止」を求める理由 (研究会・03.11.21証)

1. 「危ないで始まった『地震の安全対策が』なぜか巨大ダムに」当時の「特別委員長証言」

「それまで改修を何回お願いしても『今の堰堤で大丈夫』と言っていた県が、阪神大震災を境に、同クラスの地震に対しては安全性が保証でないと見解が一変し、安全対策として内海ダム堰堤の改修に取り組むことになったのです。『内海ダム再開発ニュース』第1号で、新設ダムの異常な大きさを知り安全対策が、どうしてこんなに大きな水がめになったのか、いまだに理解に苦しんでおります」と、当時の「内海ダム特別委員長」そして議会議長もつとめられた森口さんが「正見を拝見して」のチラシ(卸にて断り込み)で証言している。

2. 吉田ダム完成で・有効貯水量2.5倍・小豆島の水源は大丈夫

吉田ダム完成(96.03)小豆島の多目的ダムの有効貯水量は156万トンから366万トン2.5倍に増加節水と有効利用すれば水源は大丈夫。多目的ダムの「洪水調整用量」の規制緩和と「特区」の指定受けければ水源は更に安定する。別当川は水量が少なく(計画・設計の18~19%・63.7割)渇水時には貯水不能と思われる。

3. 防災にも大きな疑問・地震で決壊大惨事に・砂防ダム河川改修を

- (1) 昭和51年災害の主たる原因は、西城川と片城川が土石流で決壊、西城地区で負傷者と家屋の決壊。草壁本町はこの濁流と本堂川の決壊・国道が堰堤となって多くの家屋が浸水。別当川が主たる原因でないことは災害直後に現地調査を行った香川大学小豆島災害調査班がまとめた「調査報告書」の結果で明白。
- (2) 自然破壊の無駄遣い内海ダム再開発は、447mの巨大変形堰堤直下に沢山の住居「迫りくる南海地震」の「防災対策推進指定地域」に内定(進度6割以上・3メートル以上の津浪が想定される地域・03.9)され、地震で決壊による「大惨事」の可能性が現実的に。全国最悪の立地条件であることが更に明らかとなった。
- (3) 別当川の小規模氾濫箇所は災害直後に1.2~1.5m堤防のかさ上げ等改良復旧済み。急がれる防災対策は、西城川の抜本的改修と上流に砂防ダムの建設。草壁本町に排水路の整備と大型強制排水ポンプの設置・河口をふさぐ埋め立て地の撤去・別当川下流域の拡幅・防災マップ(地図)の作成等で内海ダム再開発ではない。

4. ダムは185億・河川改修195億「実際は」ダム304億・河川改修103億

鳥取県の「中部ダム」片山知事が見直した結果、当初ダム建設140億・河川改修147億が、ダム建設230億・河川改修78億になって3年前に中止して「河川改修と水没予定地の振興」に変更している。吉田ダムの当初予算158億・最終建設費246億、中部ダムと同じ1.6倍。これで試算すると、ダム建設185億が304億、河川改修195億が103億に。(昨年5月に現地調査した時点の河川改修は42億に減り、これで試算すると別当川の改修は56億)

5. ダムは「建設から撤去」時代へ、熊本県「荒瀬ダム」完全撤去を決定

熊本県の荒瀬ダムは、昨年「完全撤去」を決定。我が国でも欧米に続いてダムは「建設から撤去」の時代になった。河川審議会(矩の綱綱)が3年前「ダムから自然を生かした防災対策への転換」を答申。これを機に一機に変わり百近いダムが中止になった。内海ダム再開発は、まさに逆行する最たるものである。

6. 立木トラスト「目標の1千本突破」(1,077本)内海ダム再開発不可能に・推進派公開討論会を拒否

直下住民でつくっている「自然と共に生きる会」が内海ダム予定地内の「立木」を「環瀬戸内海会議」に売買契約、立木トラストを全国に呼びかけた結果「目標の1千本突破」(1,077本11月21日証)内海ダム再開発事実上不可能に。また、坂下町長・平野地元対策協議会長・川西促進実行委員長が公開討論会を何れも拒否。

7. 国と自治体の借金は7百兆円・国の年度予算収入45%借金・町長は勇気ある中止の決断を

国の本年度予算は収入の45%が借金、国と自治体の借金は国民一人当たり600万円。坂下町長は合併公開セミナーで「借金が増え合併が必要」と訴えた。今こそ町長の勇気ある「中止の決断」を強く求める。

ハッ場ダムの事業費が全国一の 4,600 億円へ ハッ場ダム反対運動が大きく広がる

昨年 11 月に国土交通省関東地方整備局は利根川支流の吾妻川に計画しているハッ場ダムの事業費を大幅に増額する基本計画変更案を発表した。従来の事業費 2,110 億円を 4,600 億円へと 2.2 倍に増やすというものである。4,600 億円はダム事業費として全国一である。この計画変更について特定多目的ダム法に基づき、知事の意見を求められた関係都県のうち、東京都と栃木県は 12 月議会で早々と同意の承認が出たが、埼玉、千葉、茨城、群馬県では 2～3 月議会で審議が行われる。

ハッ場ダムは今年度末までに 1,700 億円の事業費が使われているが、まだ関連工事だけであり、補償交渉も大半がこれからであって、本体工事の予定はかなり先のことである。

ハッ場ダムは問題があまりにも多いダム事業である。第一にハッ場ダムに関わる国民負担は 4,600 億円にとどまらない。水源地域対策特別措置法などの関連事業と起債の利息も含めると、総負担額は約 8,700 億円にもなる。第二に他の地域と同じように首都圏も水需要がここ 10 年間頭打ちになり、各都県とも水余りの状況になってきている。第三に利根川の治水の面でもハッ場ダムの必要性は希薄である。第四に美しい吾妻渓谷を喪失させるなど、自然に大きな影響を与えるだけでなく、地質がきわめて脆弱であるため、ダムが完成すれば災害を誘発する危険性が十分にある。その他にも水質の問題など、ハッ場ダムには様々な問題がある。

このハッ場ダム建設に対し、群馬では「ハッ場ダムを考える会」、下流都県では「首都圏のダム問題を考える市民と議員の会」などが反対運動を展開している。今回の事業費の大幅増額でハッ場ダムに対する首都圏住民の関心は一気に高まり、反対運動は大きく広がりつつある。

(首都圏のダム問題を考える市民と議員の会)

需要が頭を打ち、財政も
厳しい中、生態系を壊す
巨大ダムのは非は論議を
呼びそうだ。

八ッ場ダムは、国が熊

きょう都議会審議

12日の都議会都市・環境委員会では、民主党が共産党、生活者ネットワークとともに、八ッ場ダム の負担増の議案に反対したが、自民、公明両党に押し切られた。

首都圏の「水がめ」として群馬県長野原町の吾妻川で計画されている八ッ場ダムの事業費を、国土交通省が約2110億円から、全国最大となる約4600億円に引き上げること
を決め、大幅な負担増になる流域の1都5県など関係自治体が対応を迫られている。水需要の頭打ちも財政
難を背景に首都圏でも市民団体が建設中止を求める中、東京都議会は11
日の都市・環境委員会で審議に入る。

ハツ場ダムは貯水量一億750万ト。利根川水系では矢木沢、下久保ダムに次いで大きく、川原湯温泉など約340戸が水没する。いまは代替地の造成や鉄道、道路の付け替えなど周辺工事が進んでいる。本体工事の着工は08年度の予定。

国交省は事業費が2倍以上に膨らんだことについて「事業費の確定は86年。その後決まった地元への補償費が予想を上回り、難易度の高い工事があることもわかった。本来は約5160億円必要だが、コスト縮減の努力もした」と説明する。

国交省は11月、特定多目的ダム法に基づき、基本計画の変更について関係自治体に意見を求めた。知事は意見を述べるにあたり、議会の議決が

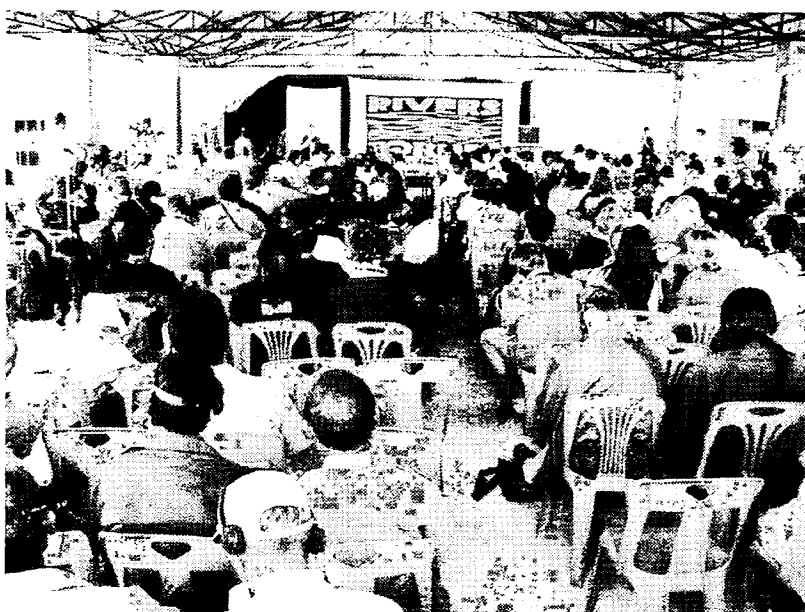
P-42

第2回ダム影響住民国際集会に参加して

木原 滋哉

11月28日～12月3日まで、タイ国内、ダム水門の開放を勝ち取ったラーシーサライ・ダムの近くで第2回ダム影響住民国際集会が開かれた。日本からは、水源連、ODAによるダム開発の問題点を指摘し政策提言をおこなっているNGO、そして川辺川ダム反対運動から川漁師の吉村さんなど数名が参加した。多くのワークショップなどが同時に開催されていたために、集会の全体像について正確に報告するのは難しいので、集会に参加して、国際的ダム反対運動と日本国内のダム反対運動のかかわりについて考えたことをまとめて、報告に代えたいと思う。

まず、集会の報告とは直接関係ないが、川辺川と東南アジアにおけるダム開発との関係象徴するエピソードを紹介したい。川辺川ダムが計画されている川辺川には、すでに、いくつかのダムが建設されている。その中には、後に水俣病を引き起こすことになる日本窒素肥料株式会社（現チッソ）が建設したものもある。



大量の電気を必要とした化学肥料の会社は、自前の水力発電設備を球磨川流域に建設した。その会社（日本窒素肥料株式会社）は、植民地政策の尻馬に乗って、朝鮮半島で肥料生産をおこなうために、朝鮮半島でも大規模なダムを建設した。そのときの技術者集団は、戦後、日本初のコンサルタント会社（日本工営）を設立して、東南アジア地域において、戦後「賠償」の代わりに「援助」という形で計画されたダム建設を受注した（戦後最初の「援助」による開発、ビルマのバルウチャン電力開発）。日本の植民地支配からも利益を得た企業や技術者集団は、戦後補償による開発からも利益を得て、さらに現在では、日本のODAによる開発からも利益を得ている（永塚利一『久保田豊』に詳しいが、鷲見一夫『住民泣かせの「援助」』にも日本工営のエピソードが紹介されている）。

現在だけではなく、過去にも、そして将来も関係が深い東南アジアでは、ODAなど日本の資金、技術によってダムが建設されてきたし、今も計画されている。しかし、日本国内のダム反対運動が、直接に海外のダム反対運動と交流している例は少ない。細川内ダムに反対していた木頭村の人びとが、フィリピンに出かけて、サンロケ・ダム反対運動と交流した例など、数えるほどしかない、と思う。海外のダム反対運動との交流は、日本のダム反対運動とではなく、実は、日本のODAの問題点を取り上げている日本のNGO（今

回参加した、メコン・ウォッチやF o E ・ J a p a n など）がおこなっている。日本のODAなどからダム建設の資金が出ている場合には、海外のダム反対運動が日本のODAに対して政策提言しているNGOと連帯していくことには、大きなメリットがあるからである。日本国内のダム反対運動には、そこまで、海外のダム反対運動と連帯していくメリットを見出せないし、そこまでの余力がないというのが、実際のところだと思う。今回の集会で私は、サンロケ・ダム（フィリピン）やコトパンジャン・ダム（インドネシア）などの現地から来られている人と再会した。これらも、日本からの資金が関係しているので日本のNGOなどが取り組んでいるからこそ、私が訪れることができた事例ばかりである。

しかし、国内のダム反対運動は、海外のダム反対運動からのメリットをまったく見出せないというわけではない。なによりも、「ダムの時代は終わった」というメッセージは、アメリカのダム反対運動からやって来たものである。このメッセージは、日本国内のダム反対運動に、大いに好影響を与えたのは、記憶に新しい（『アメリカはなぜダム開発をやめたか』、保屋野初子『川とヨーロッパ』など）。しかし、この場合も、欧米における個々のダム反対運動との交流があったというわけではなく、「ダムの時代が終わった」という事実が日本のダム反対運動に大きな武器になったということにとどまる。

ダムは、同じ構造を持っているので、建設されたときの影響も類似しているわけだが、国によって法制度や政治制度も違っているので、ダム反対運動の経験を共有化するといっても、なかなかむずかしい。日本にいる私たちから見ると、日本の資金や技術によって建設される割合が大きいアジアのダム計画、すでにダムの時代が終わったと宣言している欧米のダム計画、日本よりも欧米の資金や技術で計画されている中南米やアフリカのダム計画を区別できる。そして、私自身が、日本国内のダム反対運動に参考になるかもしれないと思って参加するワークショップは、知らず知らずに欧米の河川政策の動向に関係するものになっていた。例えば、「ダム撤去の戦略」や「欧州河川の自然エコシステムへの転換」などのワークショップである。

その中で、生物多様性の喪失を食い止めるための「NATURA2000」というEUの河川管理法制についての話が印象に残った。これが実行されれば、EUでは事実上ダム建設はできなくなり、したがってEUの拡大とともに、東欧など新たにEUに加盟する地域でもダム建設が困難になるという。さらに、EUの資金でダム建設が計画される場合、EU外でも同じ基準が適用されるように主張していきたいという。

これが印象に残ったのは、日本国内のダム反対運動と国際的なダム反対運動の関係を考えるためのヒントがあると感じたからである。日本国内のダム反対運動は、欧米でのダム計画の中止、ダム撤去から新しい河川行政の流れを感じているが、日本の資金や技術によってアジアで計画されているダム問題については、ODAを取り上げているNGOが中心となっている。つまり、アジアと欧米では、ダム建設の基準が異なるために、日本国内のダム反対運動と国際NGOとのあいだに接点が少ないのである。しかし、このような基準の違いを出発点としながらも、その違いを埋めて、世界的な基準を作ろうとしたのが、国際的なダム反対運動の歴史であった。

第1回のダム影響住民国際集会は、1997年にブラジルのクリティバで開催された。ここで確認された中立的調査機関設立の要求にもとづいて、世界銀行と国際自然保護連合に

よって、世界銀行、研究者、ダム業界、政府関係者、N G O、ダム影響住民などからなる「世界ダム委員会」が 1998 年に設立され、2000 年に最終報告書『ダムと開発：意思決定のための新しい枠組み』が発表された。そして、その要約版は、『世界ダム委員会（W C D）市民ガイド』として日本語版も利用できるようになっている。

国際的なダム反対運動と日本国内のダム反対運動の関係を考える場合、類似の事例、湿地や干潟の保護運動との比較が役に立つと思われる。湿地や干潟の保護運動は、日本でも長い歴史を持っている。とりわけ高度経済成長の時代、各地で干潟を守る住民運動が起こった。70 年代に入り、「全国自然保護連合」の分科会として、干潟保



護運動の交流が始まり、75 年に「全国自然保護連合」から独立した「干潟シンポジウム」が汐川で開催された。すでにそのときには、「ラムサール条約」（特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約）は成立していたし（71 年）、日本も批准していた（73 年）。しかし、日本の干潟保護運動が、「ラムサール条約」の重要性を「発見」したのは、89 年になってからなのである。これ以降、日本の干潟保護運動は、「ラムサール条約」という国際条約を基準にして、国内の干潟保護運動の強化を図ってきた。

世界ダム委員会報告書とラムサール条約はともに、完全に満足できる内容ではないという共通性はあるが、国内の干潟保護運動やダム反対運動から見ると、その違いは明らかである。ラムサール条約は、国際条約として法的拘束力を持っているのに対して、世界ダム委員会報告書は、ひとつの規範ではあるが、法的拘束力を持たないために、ダム業界や政府はすでに無視しているという点である。さらに、干潟保護運動にとって、国内の環境保護法制が不十分だったために、ラムサール条約を活用する余地が大きかった。

日本国内のダム反対運動にとって、世界ダム委員会報告書は、国際条約と違って法的拘束力を持たないという問題点はあるものの、「欧米の基準」の導入を図っている日本国内のダム反対運動と、「アジアの基準」にもとづく日本からのダム輸出の問題点を取り上げている N G O の活動を架橋するものではないだろうか。そのためにも、世界ダム委員会報告書の基準は、「日本の基準」と比べて、日本国内のダム反対運動にも活用できる内容を含んでいるのかどうか、もっと検討していいのではないだろうか。あるいは逆に、日本のダム建設の基準が強化されれば、「NATURA2000」という E U の河川管理法制のように、日本の O D A によるダム計画には日本の基準を適用すべきであるという主張も可能になるかもしれない。

日本と比較的状況が似ているのが、東アジアの韓国、台湾である。東アジア地域におけるダム事情は、自国の資本や技術でダムが建設されており、欧米のように脱ダムに政策転換をするには至っていないが、日本の参考になりそうな事例が散見された。韓国や台湾では、全発電に占める水力発電の割合はわずかで、水供給がダム建設の主要な目的となって

いる。台湾では、現在の陳水扁大統領が、国民の支持を得るためにダム建設を停止しているが、まだはっきりと脱ダムに政策転換したわけではない。そこで『世界ダム委員会（WCD）市民ガイド』を翻訳したり、世界ダム委員会報告についてのワークショップを実施したりして、ダム被害について意識を高める努力をしている。韓国では、90年代にダム反対運動が活性化して、新しいダムが建設される状況にはないという。NGOがダムによる水供給は必要ないと説得しているために、政府は洪水対策としてダム建設を促進しようとしている点で、日本と類似している。ただ違うのは、韓国では、今後3年間でNGOや市民も参加して、政府が水管理についての計画を策定しているところだということ。どのような内容になるのかなど詳細は聞くことができなかったが、市民やNGOが参加した形で河川政策の大きな転換が実現するかもしれない。

このように状況が類似している場合には、情報の交換が日本国内のダム反対運動にも役立てることができるだろうと予想される。これに対して、中国では、ダム建設は水力発電を主要な目標として計画されている点で、日本、韓国、台湾と事情が異なっている。現在、中央や東部でダムが建設されているが、南西部でもダム建設が計画されているという。中国では、NGOが環境意識向上を図っているが、ダム反対運動を自由におこなうことができないので、ダム反対は困難である。しかし、専門家との対話は可能であり、環境アセスメントが立法化されることになっているので、NGOとしてはこの法律を活用するつもりだという。また、影響も大きいメディアも、ダム建設に疑問を投げかけるような報道もあるという。少し事情が異なる中国も含めて、東アジアにおいてダム反対運動の経験を共有化する試みは、今回の集会が初めてではなく、すでに始まっている。日本国内の経験が東アジアや世界でのダム反対運動に役立つことも、その逆に、東アジアや世界での経験が日本国内のダム反対運動に役立つことも、ともに可能になるだろうと予想させるに十分な機会だった。

今回の第2回ダム影響住民国際集会では、世界ダム委員会の発足、世界ダム委員会報告書の発表などを踏まえて、第1回のクリティバ集会以後の国際的なダム反対運動の現状をチェックし、今後の方向を探る集会であったはずである。それぞれのワークショップにおける議論がうまく集約されなかったのが、集会の全体については、今後公表されることになるという報告書の公表などによって明らかになると思う。いずれにしろ、グローバリゼーションの進展が、水の商品化を推し進め、ダム影響住民にとってはますます過酷な状況を強制している現在（パトリック・マッカリーの基調報告）、今回の国際集会を通じて、ダム反対運動の共有化が図られ、国際的なダム反対運動の連帯が強化されたと思う。



「川とともに生きよう！」 第2回ダム影響住民国際会議 (タイ)

ー 『ラシ・サライ宣言』を採択 ー

国際環境 NGO FoE-Japan 波多江 秀枝 (<http://www.FoEJapan.org/aid/>)

11月29日から12月3日にかけて、世界62ヶ国から300名以上のダム影響住民とダム問題に取り組むNGO・活動家らがタイ東北部の村ラシ・サライに集まりました。97年に17ヶ国の代表が参加して行なわれたブラジル・クリティバ会議に端を発するダム影響住民国際会議は、6年に1度開催される世界規模での市民会議です。

今回の会場に選ばれたラシ・サライ村は、94年、メコン川の支流ムン川に建設されたダムにより、貯水池の中に一度は沈んだ村です。1万5千人以上が農業・漁業など生計手段を失いましたが、数年にわたる住民運動により、2000年7月、タイ政府がダムの水門を開門。川は再び流れ始め、村も活気を取り戻し始めています。そんなダム闘争に携わってきた住民らが竹などを巧みに使い手作りで準備した会場で、5日間、昼夜を問わず、ダムに関する問題が話し合われました。

会議ではまず、第1回会議に対する評価が行なわれ、大型ダムを強く批判し、意思決定プロセスの枠組みを間の大きな成果として紹介からは約30のワークショップする実地見学などが開催の取り組み・手法・経験・



議から現在に至るまでの活2000年に世界ダム委員会民主的かつ透明性のある意提言したことが、この6年されました。また、2日目uppや地元のダム問題に関れ、世界各国のダム問題へ知識などを参加者同士が共

有。活発な意見交換が行なわれました。

日本からは熊本県に建設予定の川辺川ダムによる影響を受ける漁民も参加。30年以上にもわたる住民の川辺川ダム闘争の歴史や日本のダム行政の問題などを写真や英語のパネルを使いながら紹介しました。一方、アジア・南米・アフリカ等世界各国で日本企業や国際協力銀行(JBIC)が関わり進められているダムの問題については、各国のダム影響住民から、FoE Japanなど日本国内のNGOグループとの連帯した取り組みの必要性が叫ばれました。FoE Japanはそうした要請のなか、JBICの新しい環境ガイドライン、また、地元の影響住民が直接JBICに異議申し立てのできる新しい制度がスタートしたことを紹介。各国のダム影響住民との連携の可能性について意見を交換しました。

「川とともに生きよう！(River for Life!)」——会議中の合言葉を口にしながら、最終日の夕方、会場近くを流れるムン川沿いに参加者全員が集合。採択された「ラシ・サライ宣言」のなかで、「破壊的なダム建設」、また、「十分な情報が提供され、かつ、意思決定プロセスに適切に参加できてもなお影響住民が同意しないダム建設」への反対を表明しました。また、これまでダムが引き起こしてきた問題に対する補償や河川・集水域の修復、また、ダムに頼らない持続可能な電気・水管理を可能にする地域ベースでの取り組みを代替案として実施していくことの必要性などが確認されました。その他、来年3月14日の国際反ダムアクション・デーには、来年60周年を迎える世界銀行への世界共同抗議アクションを行なうことも提案されました。

徳山ダム裁判 「不当判決」 岐阜地方

裁判所 (林道春 裁判長)

2003年12月26日 判決言い渡し*

徳山ダム建設中止を求める会

事務局 〒503-0875 岐阜県大垣市田町1-20-1

Tel/Fax 0584-78-4119 (近藤)

とにかく、2004年は明けた * 2004.1.1

わずか6日前の2003年12月26日、岐阜地方裁判所の林道春裁判長は徳山ダム裁判の判決言い渡しで、真実に目を背け、真実を語ることをやめ、或いはその呵責の念を抱きつつ、私たちの科学的で精緻な訴えを悉く退けた。――、いわれるように「司法は一体どこを、何をみて判事するのか」。司法は、社会などみていない。国民社会と隔絶して自己のみの利益を追い求め、責任回避に右往左往する人格に判事される国民は堪らない。暗澹の中で迎えた新年に希望を抱くことは難しい。それでも「徳山ダム建設中止を求める会」は、次の世代に“言い訳をしないですむ社会づくり”の道を探る活動を続けて行きます。市民の皆さん、また今年1年よろしくお願いします。

(徳山ダム建設中止を求める会 HP より転載、水源連事務局でレイアウト)



【徳山ダム事業認定取消請求事件】

主文
請求をいずれも棄却する。

理由の骨子

- 1 適法性判断の基準時(略)
- 2 本件事業認定の適法性

本件事業認定が適法であるといふためには、本件事業認定が土地収用法二〇条一号から四号までの要件をすべて満たしている必要があり、以下のとおり本件事業認定は適法である。

(一) 土地収用法二〇条三号の要件

ア 判断の方法(略)

イ 都市用水の確保について

①関係県知事、ダム審、各供給予定地域の市町村等は本事業による都市用水の確保が必要であると認識している②水資源開発施設の計画を進めるに

当たっては、長期的、先行的な観点から整備を行う必要があり、予測と実況が異なるときにも支障を生じないための余裕を見込む必要もある③本件水需必要予測が不合理なものと断定できないことを考慮すると、本件水需必要予測を承認した建設大臣の判断に裁量の範囲の逸脱または裁量権の乱用はない。

なお、当裁判所は、本件水需必要予測について建設大臣が平成十年十二月にこれを承認した判断が、当時においては裁量範囲を逸脱するものではないと判断するにすぎない。現時点においてはウォーターフット二〇の水需必要予測の方がより合理的であるから、水資源機構は、早急に水

需必要予測を見直し、最終的な費用負担者である住民の立場に立つて、水余りや費用負担増大等の問題点の解決に真摯(しんしん)に対処することが求められる。

ウ 本件での比較衡量

本件事業により得られる公共の利益については、①損壊川流域の住民とその資産を洪水被害から保護②流水の正常な機能を維持③都市用水の確保や④発電により地域経済の発展に資することから、本件事業によって得られる公共の利益は多大なものと認められる。

これに対し、本件事業で失われる利益のうち、①自然環境への影響は、総合的に判断して小さいものと評価される②本件事

徳山ダム訴訟判決要旨

業により移転することになった旧徳山村の住民に対しては生活再建のための措置が講じられていることなどからすると、本件事業によりこれらの利益が失われることによる影響は小さい。

したがって、本件事業が土地収用法二〇条三号の要件を満たすとした建設大臣の判断に裁量の範囲の逸脱及び乱用はない。

(二) 土地収用法一、二、四号の要件について

本件事業は、治水または利水のためのダムを建設するものであり、水資源機構はこれを行うだけの十分な意思と能力があり、土地を収用する公益上の必要があるから、土地収用法二〇条一、二、四号の各要件に

も適合している。

【徳山ダム公金支出差し止め等請求事件】

主文

1 岐阜県知事及び同県出納長に対する訴えのうち、平成十年六月から平成十五年三月までにされた徳山ダム建設事業費負担金(工業用水分)の支出命令及び支出、平成四十二年四月以降にされた徳山ダム建設事業費負担金(工業用水分)の支出命令、支出の差し止めを求める訴えをいずれも却下する。

2 徳原拓事に対する訴えのうち、平成二年六月から平成九年十二月までにされた徳山ダム建設事業費負担金(工業用水分)の支出にかかる損害賠償を

求める訴えを却下する。

3 その他の請求をいずれも棄却する。

理由の骨子

一(一)公金の支出は、①支出負担行為②支出命令③採算の支出によって構成されているが、これは独立した財務会計行為であり、このうちの二つを一体の財務会計行為とする余地はない。また、岐阜県知事とした費用負担の同意は、住民訴訟の対象である財務会計行為に該当しない。

(二) 本件口頭弁論終結までに岐阜県が支出した平成十五年三月までの本件負担金については、支出が終わっている以上、その支出の差し止めを求める訴

えの利益はない。

本件負担金の支出は、平成四十二年三月をもって終了する予定であり、平成四十二年四月以降、本件負担金の支出等がされることは相当の確実をもちて予測することができないから差し止めの対象にならない。

2 住民訴訟の前提として原告は法定の期間内に住民監査請求をすべきだが、住民監査請求のうち、平成二年六月から平成九年十二月までの本件負担金の支出に関する部分は、請求期間を経過してからされたものであり、監査請求期間を経過してしまつたことに正当な理由はない。

3 (一) 水資源開発公団の岐阜県に対する本件負担金の納付通知は、著しく合理性を欠き、岐阜県の予算執行に瑕疵(かし)があるとはいえない。

(二) ①将来にわたって工業出荷額の伸びが見込まれないとは断定できない②水資源開発は、長期的、先行的な視点から行う必要がある③岐阜県が平成六年三月に作成した水需必要予測は、予測の方法自体が合理的で、過去の水需実績等をも総合考慮すると、水需必要予測に合理性がないとはいえない。したがって、これに基づいて岐阜県知事が平成十年にした費用負担同意はその裁量の範囲を逸脱するものではない。

4 岐阜県が一般会計から本件負担金を支出していることは、地方財政法八条、地方公営企業法一七条に違反しない。

本文記事面
28

元 13. 12. 27

声 明

2003 年 12 月 26 日
徳山ダム裁判原告団

本日、岐阜地方裁判所において徳山ダム裁判 3 訴訟（行政訴訟＝土地収用法の事業認定取消訴訟・収用裁決取消訴訟、住民訴訟＝公金支出差止等）の判決が言い渡された。私たち原告の請求をすべて棄却及び却下するという極めて不当な判決であった。

内容的にも、原告側の主張の要点を外し、ほとんど被告の主張を無批判に肯定・引用しており、司法の行政追従姿勢が露わになったものである。

上記訴訟、特に行政訴訟において、原告・弁護団は、徳山ダムは木曽川水系水資源開発基本計画（フルプラン）に基づいて水資源開発公団（現水資源開発機構）が建設する水資源開発施設のダムであるから、水資源開発つまり新規利水の必要性がなければ事業の必要性が認められないとして主張し、被告側の水需要予測のやり方を細部にわたって実証的に批判し、徳山ダム開発水の供給が予定される地域にその需要は発生しない一ゆえに料金収入からダム建設費を回収することは不可能であることを精緻に立証してきた。この議論に追い詰められた被告側は、結審後に「朝シャン・ガーデンングで水需要が伸びる」という真面目な議論に値しない「補充書面」を出したほどである。

しかし、裁判所は、最重要争点（立証にも相当時間をかけた）である水需要予測を巡る精緻な議論の判断を避け、「本件水需要予測を是認した建設大臣の判断が著しく不合理だと断定することはできないというべきである。したがって、建設大臣の判断に裁量の範囲の逸脱及び裁量権の濫用はない」とした。

だが、その裁判所でさえも、付言として「当裁判所は、公団の本件水需要予測について建設大臣が平成 10 年 12 月にこれを是認した判断が、当時においては建設大臣の裁量の範囲を逸脱するものではないと判断するにすぎないものであり、現時点においてはウォータープラン 21 の水需要予測の方がより合理的であると推認される。したがって、独立行政法人水資源機構としては、早急に水需要予測を見直し、最終的な費用負担者である国民、県民の立場に立って、水余りや費用負担拡大等の問題点の解決に真摯に対処することが望まれる」と述べている。

現在、水機構は徳山ダム建設事業費 2540 億円をほぼ使い切り、960 億円の事業費増加が必要であると言っている。事業費増加については唯一岐阜県を除く関係県市、発電事業に関わる電源開発（株）及び中部電力（株）は強い難色を示している。

その一方、フルプランは現在改訂作業中であるが、工業用水は勿論、まだ需要が増加するとされてきた水道水さえも需要増は見込まれず、既開発の大量の「未利用」水すら使う当てがないことが明らかになってきている。もはや、水資源開発促進法に基づく水資源開発施設である徳山ダム事業はその根拠を失っている。このことは、裁判所さえも付言としてこれを認めざるを得ないのである。フルプラン改訂において、徳山ダム事業は廃止されるべきである。

揖斐川流域の洪水対策等については、改正河川法に基いて、即ち流域住民による十分な議論に基づく意思形成のもとで、河川整備基本計画等の策定を進めていくべきである。（1968 年工事実施基本計画にいつまでも拘泥するべきでない。まして、徳山ダムの洪水調節効果をより大きく見せかける中部地整の「案」をもって、揖斐川治水計画の実質的変更を目論むなど論外である。）

私たち徳山ダム裁判原告団は、行政追従の本件判決を許さず、直ちに控訴すると共に、徳山ダム建設の中止、徳山の森の再生を求めて、あらゆるフィールドで闘いを展開する所存である。

全国の心ある市民に、さらなるご支援をお願いしたい。

以上

2003年12月26日

徳山ダム訴訟原告団
徳山ダム建設中止を求める会

申入書

本日、岐阜地方裁判所において徳山ダム建設の適否を問う行政訴訟（土地収用法の事業認定取消訴訟・収用裁決取消訴訟）及び住民訴訟（公金支出差止等）について判決が言い渡された。結果は、原告らの請求をいずれも棄却及び却下するという極めて不当な判決であった。裁判所は、最大の争点の新規利水の判断を避けた。

しかし、水余りの現実はいずれにも明らかである。この不当な判決においてさえ、「当裁判所は、・・・当時（事業認定処分時＝1998年）においては建設大臣の裁量の範囲を逸脱するものではないと判断するにすぎないものであり、現時点においてはウォータープラン21の水需要予測の方がより合理的であると推認される。したがって、独立行政法人水資源機構としては、早急に水需要予測を見直し、最終的な費用負担者である国民、県民の立場に立って、水余りや費用負担拡大等の問題点の解決に真摯に対処することが望まれる」と付言している。

長期的な水需要予測－フルプラン受給想定調査において、岐阜県は、「先ず徳山ダム建設事業ありき」で、客観的データに基づかない杜撰な水需要予測によって県民を騙し続けて事業を推進し、さらなる大きな負担を県民に強いてはならないのである。

04年度徳山ダム事業費は、概算要求の半分しかつかなかった。フルプラン全部変更作業のための各県の需給想定調査すら出ていない以上、事業実施計画変更の見通しが立たないからである。

真剣かつ客観的・科学的なフルプラン全部変更作業が行われれば、徳山ダムはフルプランには位置づけられず、財務省の要求する法的手続きをクリアできない。また大幅な利水容量見直しは、徳山ダム建設の目的の大幅な変更を意味するものであり、フルプラン全部変更－事業実施計画変更のみで済む問題ではなく、河川整備基本方針・河川整備基本計画策定も要求される。ゆえに04年度徳山ダム事業費93億円は、徳山ダム建設工事凍結のためにのみ使われるべきである。

私たちは次のことを強く申し入れる。

1. 岐阜県は ①「先ず徳山ダムありき」で発生するはずのない将来の大量な水需要を想定したこれまでの水需要予測の誤りを直視し、②現実を踏まえた客観的かつ科学的な水需給計画策定－フルプラン需給想定調査を行い、③ 徳山ダム事業から撤退すること（当然に事業費増額にかかる費用負担同意を行わないこと）。
2. 岐阜県は水機構の「960億円増額受け入れ」表明を撤回すること。
3. 岐阜県は、大谷川右岸洗堰問題解決を「徳山ダム完成後」に先送りすることなく、相川・大谷川・泥川合流部に真に「必要な投資」を早期に行うこと。

また、国に対し、住民参加・環境重視の改正河川法の趣旨に則った揖斐川の河川整備方針・河川整備計画の策定を要求すること。

以上

連絡先：徳山ダム建設中止を求める会
事務局 近藤ゆり子

〒503-0875大垣市田町1-20-1 0584-78-4119(fax兼)

徳山ダム訴訟

住民側が全面敗訴

岐阜地裁判決「事業の公益性高い」

岐阜県に建設中の徳山ダムに反対する住民らが、土地収用法に基づく国の事業認定と岐阜県の収用裁決の取り消しなどを求めた行政訴訟の判決が二十六日、岐阜地裁であり、林道彦裁判長は「事業は公益性が高い」として住民側の請求を棄却した。住民らが県の建設負担金支出差し止めを求めた訴訟も訴えを退けた。

「水余り・費用問題解決を」 機構に指摘

国内最大級のダムによ、認め「事業認定当時の水 早急に水需要予測を見直す新たな水利が必要かど 需要予測が不合理と断し、住民の立場に立つてうかについて林裁判長は「定でできない」と判断。水余りや費用負担の問題長期的観点から必要性を 解決に対処することが望

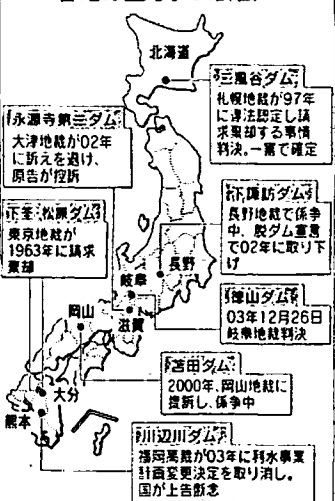
まれる」と裁判の指摘をした。原告側は控訴する方針。

判決によると、原告の「徳山ダム建設中止を求めめる会」(上田武夫代表、73)のメンバーは一九九八年七月八日、旧徳山村の住民から予定地の所有権を譲り受けた。国は同年十二月、土地収用法に基づき事業認定

し、県収用委員会が〇〇年五月に収用裁決。予定地はその後、強制収用された。

原告は「水道、工業用水の使用量は伸びておらず、治水効果も限られていて、環境破壊が進む」と主張していたが、林裁判長は「事業の公益性が高い」として住民側の請求を棄却した。

各地の主なダム訴訟



「事業推進する」
国土交通省・環境省の事務次官の諮問の主張を認めてもらったものと評価している。徳山ダムは治水、利水にとって必要事業であり、引き続き事業を推進する。

「極めて妥当」
岐阜県知事の話。私どもの主張が全面的に認められ極めて妥当なものを受け止めている。

「不当な判決 控訴したい」
徳山ダム訴訟原告団の在簡正典弁護士は、国と岐阜県の主張をそのまま認めた判決の不当な判決で、控訴したい。新規の水需要がないのを証拠と事実に基づいて明らかにしたが、理解されなかったことは納得できない。ひどい判決だ。

納得いくまで闘い続ける...

離村して20年、江口さん

ダム反対運動とは別に

「結局、行政側の言いなりな判決だった。岐阜地裁が徳山ダム訴訟判決を言い渡した26日、旧徳山村の江口聡さん(62)は、傍聴席で住民側面取訴訟の判決に冷静に聴き入った。徳山村を離村して20年の江口さんは、ダム反対運動とは別に、たった一人水資源機構と闘っている。「武守克己」

建設に伴い閉村した87年3月、江口さんは「生活のため」と約50人、離れた本巣市へ移り住んだ。山だけが取り残された。離村後も春になると、故郷の山に山菜採りに出かける。ワサビ、がなひと好きな山にも入れない。

あるかは今でも全部記憶している。

最近になって、ダムの事業主の水資源機構が、江口さんの地権者の承諾もなしに、ダム上流の山林を買収して県有地にすると発表した。本巣市、山林にはけいさつ道路が作られるはずだったが、クマカガを盗み類の生態系を理由に、取りやめになった。道路がないと好きな山にも入れない。

江口さんも傍聴席から判決を見守ったが...

水資源機構は盗み類の生態系保護を名目として、ダムを作った。今になって自然保護だなんて口づけて、人間とクマカガのどっちが大敵か知らない。

「水資源機構は盗み類の生態系保護を名目として、ダムを作った。今になって自然保護だなんて口づけて、人間とクマカガのどっちが大敵か知らない。」

「水資源機構は盗み類の生態系保護を名目として、ダムを作った。今になって自然保護だなんて口づけて、人間とクマカガのどっちが大敵か知らない。」

「水資源機構は盗み類の生態系保護を名目として、ダムを作った。今になって自然保護だなんて口づけて、人間とクマカガのどっちが大敵か知らない。」

「水資源機構は盗み類の生態系保護を名目として、ダムを作った。今になって自然保護だなんて口づけて、人間とクマカガのどっちが大敵か知らない。」

「水資源機構は盗み類の生態系保護を名目として、ダムを作った。今になって自然保護だなんて口づけて、人間とクマカガのどっちが大敵か知らない。」

「水資源機構は盗み類の生態系保護を名目として、ダムを作った。今になって自然保護だなんて口づけて、人間とクマカガのどっちが大敵か知らない。」

「水資源機構は盗み類の生態系保護を名目として、ダムを作った。今になって自然保護だなんて口づけて、人間とクマカガのどっちが大敵か知らない。」

「水資源機構は盗み類の生態系保護を名目として、ダムを作った。今になって自然保護だなんて口づけて、人間とクマカガのどっちが大敵か知らない。」

「水資源機構は盗み類の生態系保護を名目として、ダムを作った。今になって自然保護だなんて口づけて、人間とクマカガのどっちが大敵か知らない。」

「水資源機構は盗み類の生態系保護を名目として、ダムを作った。今になって自然保護だなんて口づけて、人間とクマカガのどっちが大敵か知らない。」

「水資源機構は盗み類の生態系保護を名目として、ダムを作った。今になって自然保護だなんて口づけて、人間とクマカガのどっちが大敵か知らない。」

「水資源機構は盗み類の生態系保護を名目として、ダムを作った。今になって自然保護だなんて口づけて、人間とクマカガのどっちが大敵か知らない。」

「水資源機構は盗み類の生態系保護を名目として、ダムを作った。今になって自然保護だなんて口づけて、人間とクマカガのどっちが大敵か知らない。」

「水資源機構は盗み類の生態系保護を名目として、ダムを作った。今になって自然保護だなんて口づけて、人間とクマカガのどっちが大敵か知らない。」

「水資源機構は盗み類の生態系保護を名目として、ダムを作った。今になって自然保護だなんて口づけて、人間とクマカガのどっちが大敵か知らない。」

「水資源機構は盗み類の生態系保護を名目として、ダムを作った。今になって自然保護だなんて口づけて、人間とクマカガのどっちが大敵か知らない。」

「水資源機構は盗み類の生態系保護を名目として、ダムを作った。今になって自然保護だなんて口づけて、人間とクマカガのどっちが大敵か知らない。」

「水資源機構は盗み類の生態系保護を名目として、ダムを作った。今になって自然保護だなんて口づけて、人間とクマカガのどっちが大敵か知らない。」

「水資源機構は盗み類の生態系保護を名目として、ダムを作った。今になって自然保護だなんて口づけて、人間とクマカガのどっちが大敵か知らない。」

「水資源機構は盗み類の生態系保護を名目として、ダムを作った。今になって自然保護だなんて口づけて、人間とクマカガのどっちが大敵か知らない。」

「水資源機構は盗み類の生態系保護を名目として、ダムを作った。今になって自然保護だなんて口づけて、人間とクマカガのどっちが大敵か知らない。」

「水資源機構は盗み類の生態系保護を名目として、ダムを作った。今になって自然保護だなんて口づけて、人間とクマカガのどっちが大敵か知らない。」

「水資源機構は盗み類の生態系保護を名目として、ダムを作った。今になって自然保護だなんて口づけて、人間とクマカガのどっちが大敵か知らない。」

「水資源機構は盗み類の生態系保護を名目として、ダムを作った。今になって自然保護だなんて口づけて、人間とクマカガのどっちが大敵か知らない。」

「水資源機構は盗み類の生態系保護を名目として、ダムを作った。今になって自然保護だなんて口づけて、人間とクマカガのどっちが大敵か知らない。」

徳山ダム行政に“注文”

「公益性認定」判決

水余り、事業費増額

岐阜地裁
異例、改善を促す

〈解説〉

国内最大級の徳山ダムをめぐる一連の訴訟の判決は原告の訴えを全面的に退け、「ダム建設事業により得られる公共の利益は多大で、違法性はない」と断じた。全国的な脱ダムの流れの中、大型公共事業の象徴として注目される同ダムの存在意義が、再確認された格好だ。しかし一方で、水需要予測の見直しや約九百六十億円の事業費増額問題など、同ダムをめぐる諸問題を踏まえ、事業主体の水資源機構（旧水資源開発公団）などに諸事を望する異例の付記も加えられた。（小木曾浩介）

判決理由では、最大の治水、発電など同ダムの争点だった新規利水の必要について、「ダムなどは、長期的、先行的な観点から整備を行う必要があり、支障を生じないだけの余裕を見込む必要がある」とし、さらに、また、同機構が突然にくまでも最終的な費用負担を要するだけでなく、よ

り国民の負担を軽減する
努力も求められている。

国交相が評価

右原仲見国交相は二十極め大きいとの国の主六日の閣議後の記者会見張が全面的に認められた徳山ダムの岐阜地蔵た」と諷刺した。

判決で水需要の減少や膨らむ事業費の負担問題治水など、公共の利益はに懸念が表明されたことに対して、右原国交相は「戸倉ダムへ群馬県で化を受けて絶えず見直ししていくことが大切だ」と述べた。

徳山ダム訴訟の経過

1957年12月	発電ダムとして構想が表面化
73年3月	徳山ダムを新たに盛り込んだ水資源開発基本計画が閣議決定
76年9月	旧建設省が事業実施計画を認可
80年3月	現場周辺の道路工事に着手
87年4月	徳山村が藤橋村に合併され鹿村
89年3月	旧徳山村の全466世帯が移転契約完了
95年12月	「徳山ダム建設中止を求める会」結成
98年7-8月	「求める会」メンバーがダム予定地の地権者に
12月	旧建設省が土地収用法に基づき事業認定
99年3月	事業認定取り消しと建設負担金支出差し止めを求めて提訴
5月	クマタカの営業を確認、工事が中断
2000年5月	本体工事に着手
01年5月	岐阜県収用委員会が強制収用の裁決
7月	収用裁決の取り消しを求めて提訴
02年12月	事業認定と収用裁決の取り消しを求めた訴訟が結審
03年3月	建設負担金支出差し止め訴訟が結審
8月	事業費の1010億円増額を公表
11月	増額分を960億円に圧縮、総事業費は3500億円に
12月26日	岐阜地裁で判決



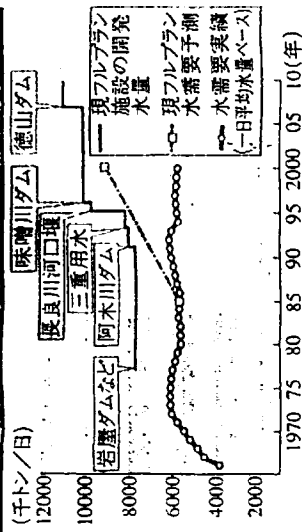
揖斐郡腰橋村に建設中の徳山ダムは3日、共同通信社へりから

(第3種郵便物認可)

J-1

ボート

本宮川水系フルプランエリアの都市用水



徳山ダム訴訟で原告側の反対派住民らは、公団の水需要予測を過大だと主張したが、判決は「不合理なもの」と断定できないとした。

ただ、この判断は一九八八年の事業認定当時を基準にしており、「現時点では新しい全国総合水資源計画（フオータープラン21）」の予測の方がより合理的」とも指摘。早急に見直しを促した。

フオータープラン21は、フルプランの上位に位置付けられる計画で、九九年に国が策定した。水需要の急激な伸びがなくなることを認め、二〇一五年の予測値を、前の

徳山ダム判決の意義

計画の二〇〇〇年予測値の5%に下方修正した。判決が、交わされた審判には、現状に照れるのは異例。全国的に深刻な水不足や、徳山ダムが抱えた問題を司法としても無視できなかった結果とされる。

■時代の変化

フルプランは、水資源開発促進法に基づき、将来の産業開発や都市人口増加などに対応するために必要な用水対策を定める。現行計画では徳山ダムは、毎秒十二の都市用水を供給するとされる。

一九七二（昭和四十六）年の実施計画調査着手で始まった同ダムの計画当時は、右肩上がりの経済成長と人口増加が続き、大量の都市用水確保の必要性が叫ばれていた。しかし、その後水需要は伸び悩み、現行フルプラン（九三年改定）の二〇〇〇年の需要予測に対する実績は、四十六割程度にとどまっている。

水資源開発審議会調査企画部会は同年、「水需要に供給が追いつかない状態は脱しつつある」と指摘。今後の計画策定の

需要予測見直し 自治体に温度差



徳山ダム訴訟の敗訴を受け、記者団に囲まれる原告側代表者（手前）＝26日、岐阜市の岐阜地裁前で

際は、時代の変化に対応した要因の加味、過剰対策の考慮などを求めた。これらの経緯を受け、フルプランは今回、三回の全部変更を遂げると、二〇一五年の需要予測は七月から改定作業に入っている。国土審水資源部は「現在は高度経済成長時代ではなく、判決にかかわらず的確な

数値を出すことに努力している。説明責任も果たしたい」と話す。

■調整難航も

現在、フルプラン改定のたたき台となる各都市の水需要予測が、取りまどめの真の難中だ。各県市とも、水需要予測の見直しに言及した判決を「当然のこと」と受け止めたが、微妙な立場の違いから作業の進捗よくて「温度差」も見られ、今後の調整難航も予想される。

「県民同意を得られる

精度の高い予測」とは愛知県。来年一月末にもまとまる需要予測は、担当幹部が「困るくらいか」と心配するほど手直しされたもので。幹部は「喉が持つか四つの利水施設の、一部を撤回する可能性もある」と、水不足に苦慮する一面を浮かべている。

名古屋は、今月になって民間コンサルタンに調査を委託。契約は三月末までで、まとまるのは年度末近くになる見込み。同市担当者も「将来、手抜き予測と書けないよう、時代の流れを反映させたい」とする。

梶原拓知事が「県内最大の大規模ダム」と推進を表明する岐阜県は、年明けにも詰め作業を終える。担当者は「安定給水のため、ばたばたさせた数値にする」。また、治水受益者の三重県は、他県市の利水容量が確定しなければ治水容量が決まらず、事業費の負担額が不透明とあって「簡単に利水必要分を治水に上乗せされては困る」とくぎを刺す。

こうした各都市の動きに対し、ダム建設反対派は「流域住民や納税者が納得できる改定となるよう、情報公開をして住民の合意形成を図るべきだ」と主張。保母武彦（財政学）はフルプランの見直しについて「環境との共存など新しい社会の姿を確立していくことが必要だ」と指摘している。



徳山ダム訴訟判決



合意取り付けが急務

で、原告住民側の主張が退けられ、事業を推進する围上交通省と水資源機構は安どの表情を浮かべず、予算案で半額の九十三億に難色を示す関係県市など、「私どもの主張が認められ評価している。徳山ダム事業は揖斐川の治水に難色を示す関係県市など、水利に必要な事業。」

六十億円の事業費増額を含めた事業実施計画変更が至上命題。事業費増額六千億円に達した。事業費増額は、事業費増額六千億円に達した。事業費増額は、事業費増額六千億円に達した。

二〇〇七年度完成が視野に入ってきた。しかし、米年度事業費は政府に難色を示す関係県市など、水利に必要な事業。」

「私どもの主張が認められ評価している。徳山ダム事業は揖斐川の治水、利水で必要な事業。一丸となって〇七年度完成を目指したい」。事業主体の山口温朗・水資源機構中部支社副支社長は、従来方針通りの事業

知事

徳山ダム事業で、九百六十億円の事業費増額に伴う費用負担増の受け入れを了承している権原拓知事は、この日後の記者会見で裁判に触れ「地域住民の誤かっている状況をよく認識していただき、良識ある結論を下してくれた。地域の方々も寛容されたと思う」と高く評価した。	質など言いたいことは山ほどあるが、これからの事業展開で生かしていくしかない」と、事業費執行を厳しく監視していく姿勢を示した。	県の財政が圧迫される点は「現時点で考えられる合理的な選択をしなければならぬが、長期的にわたる事業で岐阜県としては最後の大規模ダム。過剰投資かどうかは、五十年、七十年先にならないと分らない」とし、理解を求めた。	具体的な費用負担については「住民の考えを尊重しながら、県民代表の県議会で十分論議していきたい」と語った。
判決が水資源機構に対して費用負担増などの問題解決に真摯（しんし）な対処を求めた点は「当然のこと。国の閉鎖的体	知事の立場を強調した。	が、政治的な責任だ」とある。程度問題はあるが、政治的な責任だ」とある。程度問題はある	（小沢 伸介）

(小沢 健)

愛知、三重県と名古屋市

推進に意欲を見せた。 国土交通省と同機構 は、事業費増額に對して 費用を負担する岐阜、愛 知、三重県と名古屋市の 電源開発株式会社を引き 続き理解を求める。利 水、治水計画の見直しも 名古屋市の見直しも	行つ意向で、増額問題を 含めて事業実施計画変更 の同意を求めていく考え だ。
だが、愛知県は長良川 河口堰（せき）で確保済 みの工業用水が未利用 名古屋市中でも民営電名古	だが、愛知県は長良川 河口堰（せき）で確保済 みの工業用水が未利用 名古屋市中でも民営電名古

二十六日に岐阜地成で

あつた徳山ダム訴訟判決で、水需要予測と事業費増減問題解決への真摯（しんし）な対処を水資源機構に求める文書が盛り込まれたことを受け、事業費を負担する愛知、三重県と名古屋市の担当者は「当然のこと」と受け止めた。

各県は、徳山ダムの容量配分変更に影響する木曽川水系水資源開発基本計画（ワブルプラン）のた

屋市騒動が岡ダムからの
撤退を求めるなど、「水
余り」と厳しい財政事情
を受けて難色を示す了
承する姿勢は岐阜県にと
どまつており、折衝は難
航も予想される。

(石川 浩)

強調。名古屋市は「事業費の増額について機構と協議途中。時間を掛けても、住民同意を得られる手続きを踏まなければ」「ゴーサイン」は出せない。治水受益者の三重県も

「予測で水需要は下方修正される見込み。現行計画の利水容量が必ずしも必要とは言えない」と、今後の手続きの重要性を

然の流れにくきを刺したのみ。県としては、今後とも容積配分の見直しや事業費の増額について見極める作業を続けるだけだ」とした。

（金村 太郎）

1957年12月	電源開発促進法に基づき、主要川上流域を調査区域に指定
68年10月	水資源開発促進法に基づき、本管川水系水資源開発基本計画（フルプラン）が策定される
73年3月	フルプランの変更により、徳山ダムがフルプランに盛り込まれる
76年9月	旧建設省、事業実施計画を認可
87年4月	岐阜県徳山村が廃村、藤橋村に編入合併
89年3月	旧徳山村の466世帯の移転が完了

98年12月	旧建設省、土地収用法に
99年3月	基づき徳山ダム事業認定 反対派住民が公金支出差 し止め訴訟（原告43人） と、事業認定取り消し訴 訟（原告57人）を提訴
2000年5月	ダム本体工事、着工
01年7月	収用裁決取り消し訴訟 （原告74人）提訴
02年12月	事業認定取り消し、収用 裁決取り消しの両訴訟が 結審
03年3月	公金支出差し止め訴訟結 審
8月	水資源開発公団、建設費 約1000億円を増額を発表
12月	岐阜地裁で判決。住民側 が全面敗訴

事業費増え揺れる視線

基本姿勢は変わらず

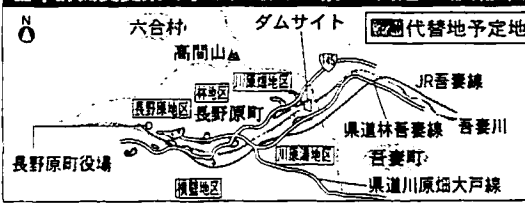
ハツ場ダム基本計画変更

老興栄
こうきょうがく

(毎週月曜日掲載)

県内のダム建設事業が分岐点を迎えている。県営倉敷ダムの建設凍結や、水資源振興の戸倉ダムの見直しのほか、長野原町に国直轄で建設中のハツ場ダムは総事業費が当初の二・一八倍となる四千六百億円に増大。負担増を懸念する地元自治体や下流郡県の反応を懸念する地元関係者がいる一方で、建設中止を求める市民団体は運動の勢いを強めている。ハツ場ダムは水利権取得コストの低さなどから、事業参加する自治体の基本的姿勢に変化は見られないが、財政難も手

基本計画変更案で示されたハツ場ダム周辺の地域整備



進む「脱ダム」影響は

「街全体が水没して街の存在にかかわるダムで、一方的な犠牲を強いる立場」。国土交通省関東地方整備局は、ハツ場ダムの事業費が当初計画以来、一度も見直されなかった背景をこう説明する。

埼玉の負担金306億円増加
「街全体が水没して街の存在にかかわるダムで、一方的な犠牲を強いる立場」。国土交通省関東地方整備局は、ハツ場ダムの事業費が当初計画以来、一度も見直されなかった背景をこう説明する。

最大利水者の埼玉県は、治水を含めた負担金が三百六十六億円の五百六十六億円に膨らむが「ダムそのものは必要」との姿勢で、二番目に多い東京都も必要性を強調。ハツ場ダム推進に対する関係者の主張する。

国直轄事業は関係郡県に一定の負担が求められる。倍以上になる事業費を、議会や住民に説明しなればならない事情が、なげかひ上がる。なぜ、事業費が大幅に上がるのかという問題もある。〇〇年に神奈川県で完成した国直轄の宮ヶ瀬ダムは、事業費四千億円当初の二・三倍。本

ハツ場ダムの今回の基本計画変更案は、地元要望の反映と、現地調査を行い設計の精度が上がったこと、国道145号などのルートが変わったほか、水没住民が居住する代償地が増えるなど、生活再建に関する変更も含まれた。

国交省ハツ場ダム工事事務所と長野原町が対案として、国道145号は当初案で、吾妻町松合から長野原地区まで吾妻川を渡るルートが、水没五地区住民の利便性を考慮して見直した。

要案は吾妻町松合が既に集約された。川原湯地区では行越の代償地が加わり、林地区、川原湯地区の代償地面積も増え、長野原地区は一本松の代償地が増えた。

地区では行越の代償地が加わり、林地区、川原湯地区の代償地面積も増え、長野原地区は一本松の代償地が増えた。

ハツ場ダムの今回の基本計画変更案は、地元要望の反映と、現地調査を行い設計の精度が上がったこと、国道145号などのルートが変わったほか、水没住民が居住する代償地が増えるなど、生活再建に関する変更も含まれた。

国交省ハツ場ダム工事事務所と長野原町が対案として、国道145号は当初案で、吾妻町松合から長野原地区まで吾妻川を渡るルートが、水没五地区住民の利便性を考慮して見直した。

要案は吾妻町松合が既に集約された。川原湯地区では行越の代償地が加わり、林地区、川原湯地区の代償地面積も増え、長野原地区は一本松の代償地が増えた。

地区では行越の代償地が加わり、林地区、川原湯地区の代償地面積も増え、長野原地区は一本松の代償地が増えた。

は一九倍に膨らんだ。いっそうの増額を懸念。事業費の増大は経済や物価の暴落が懸念されないことがない。経済の将来予測が難しい(同)整備局)と、ハツ場ダムの場合、増額の45%が水没関係者の補償や

生活再建対策の変更で、計画と施工の変更が19%とされる。関係者は今回の見直しは、生活再建対策の整備、生活再建支援をアピールしたほか、署名活動も開始した。同会と

建設反対の署名運動も一方、事業費大幅増を受け、市民団体の活動が活発化している。ダム建設反対の市民団体は二活動も開始した。同会と

建設反対の署名運動も一方、事業費大幅増を受け、市民団体の活動が活発化している。ダム建設反対の市民団体は二活動も開始した。同会と

伊香保温泉湯元
横手館
電話027-251-4334
FAX 027-251-4334
http://www.rajin.com/

紙面ガイド
③ 喪章着け早明対抗戦
イラクで銃撃されたO.B.の喪章を着け、早稲田大学が対抗戦を戦った。試合前に約五万人の観客も集まった。O.B.も追悼会を開いた。

都など天然痘テロに对应(2)
近藤容疑者の供述に矛盾(3)
三国コカローラが新拠点(4)
米空爆で子供9人死亡(6)
ブラジル移民を振り返る(16)
建設進む「六六台子」も(17)

運搬する重機がダムの問題を考える市民と議員の会は五日、石原慎太郎都知事に建設中止の提言を要請するなど、運動を強めている。

生活再建へ期待と不安

地元を離れた。国も県も地元の思いを大切にしたい。(川原湯地区の長)など訴えている。

生活再建へ期待と不安
生活再建へ期待と不安
生活再建へ期待と不安

生活再建へ期待と不安
生活再建へ期待と不安
生活再建へ期待と不安